

新座市災害廃棄物処理計画

令和 7 年 3 月

新 座 市

目 次

第1章 共通事項	1
第1節 本計画の構成	1
第2節 新座市の位置及び地勢	2
第3節 計画の背景と目的	3
第4節 本計画の位置付け	4
第5節 本計画の対象	5
第2章 本計画の基本的事項	7
第1節 被害想定	7
第2節 処理期間の設定	9
第3節 処理方針	9
第3章 災害廃棄物処理に係る情報及び体制	10
第1節 広域支援体制の構築	10
第2節 埼玉県及び「埼玉県清掃行政研究協議会」との連携	13
第3節 必要な施設、設備等の備え	13
第4節 市民への情報提供	15
第5節 教育・訓練の実施	17
第6節 災害廃棄物処理体制	17
第4章 災害廃棄物処理対策	20
第1節 新座市災害廃棄物処理実行計画	20
第2節 災害廃棄物処理の全体像	21
第3節 災害廃棄物発生量の推計	24
第4節 収集・運搬	29
第5節 仮置場	33
第6節 処理	47
第7節 市民の生活確保	50
第5章 その他の事項	52
第1節 新座市災害廃棄物処理状況の進捗管理	52
第2節 有害廃棄物・適正処理困難物等への対応	52
第3節 取扱いに配慮が必要となる廃棄物の処理	56
第4節 環境保全対策	58
第5節 災害廃棄物処理の事務委託	59
第6節 国庫補助金事務	59
第7節 本計画の点検・更新	61

資 料 編

文案 1	発災直後の全般的な案内チラシの例	資－1
文案 2	仮置場へ持込むことができる災害廃棄物の分別方法の案内チラシの例.....	資－2
文案 3	防災行政無線・放送設備装備車・ラジオ等での呼びかけ例.....	資－3
文案 4	仮置場に関する案内チラシの例	資－4
資料 1	平時の周知に関するチラシ	資－5
資料 2	仮置場受付表	資－6
資料 3	災害廃棄物等の発生量の推計根拠	資－7
資料 4	仮設トイレ必要数の算出根拠	資－8
資料 5	仮置場における環境モニタリングの実施頻度（例）	資－9
資料 6	災害廃棄物処理事業費補助金について.....	資－10

第1章 共通事項

第1節 本計画の構成

新座市災害廃棄物処理計画（以下「本計画」という。）の構成は、次のとおりです。

第1章 共通事項

計画の背景や目的、関係法令や関係する諸計画との位置付け、対象とする範囲や災害及び廃棄物等について、計画全体を通じて適用される事項について整理しました。

第2章 本計画の基本的事項

試算の元となる被害想定や処理期間、処理方針等の本計画に係る基本的事項について整理しました。

第3章 災害廃棄物処理に係る情報及び体制

災害廃棄物処理を円滑に進めるための埼玉県、広域及び市内に係る体制、必要な施設及び設備に加え、市民への情報提供や平時における教育・訓練等について整理しました。

第4章 災害廃棄物対策

災害が起こった場合の実行計画の構成や処理の全体像と災害廃棄物発生量の推計に加え、収集・運搬、仮置場、生活確保といった個別の事項について具体的に整理しました。

第5章 その他の事項

進捗管理、対応に配慮が必要な廃棄物等、環境対策、処理の事務委託や国庫補助金制度等について整理しました。

第2節 新座市の位置及び地勢

新座市（以下「本市」という。）は、埼玉県の最南端に位置する総面積 22.78km²、人口が 166,038 人（令和 6 年 4 月 1 日時点）の市です。県内では朝霞市、志木市、所沢市、三芳町の 3 市 1 町と接するほか、東京都の練馬区、西東京市、東久留米市、清瀬市と接しています。

北部を柳瀬川、南部を黒目川が流れ、両河川に挟まれた中央部は野火止台地と呼ばれる高台となっています。

本市は、比較的海抜高度が高く起伏の少ない平坦面で、関東ローム層と呼ばれる火山灰土で覆われています。関東ローム層は、上部のローム土（赤土）と下部の凝灰質粘土に大別されていますが、自然堆積したローム土は、安定しており比較的大きな強度が期待できるため、表土部分に注意すれば住宅地盤として良好な場合が多いとされています。

一方で、本市は総面積が 22.78km²と県内においても小さいことから仮置場の確保が難しいことが課題として挙げられます。



出典：第 5 次新座市総合計画

資料 1.2.1 本市の位置図

第3節 計画の背景と目的

平成 23 年の東日本大震災、平成 28 年の熊本地震を始め、埼玉県における平成 25 年の竜巻や平成 26 年の大雪では、災害に伴い大量に発生する廃棄物及び避難所での生活に伴う廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）を処理しなければならない状況でした。特に東京湾北部地震の発生確率は、今後 50 年以内に 70%程度以上と予測されており（平成 29 年時点の「埼玉県災害廃棄物処理指針」による。）、埼玉県においても甚大な被害が予想されています。

このため国では、災害廃棄物処理に係る検討や知見の収集を行い、平成 30 年 3 月に「災害廃棄物対策指針」を改定しました。また、埼玉県は、「災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定」※¹、「災害廃棄物等の処理の協力に関する協定」※²、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」※³に基づいて、災害発生時の相互支援体制が構築してきました。平成 29 年 3 月には、市町村及び一部事務組合が被災する場合や、支援側となった場合に想定される行動・対応等を示すとともに、市町村が災害廃棄物処理計画を策定する際の指針となるよう、「埼玉県災害廃棄物処理指針」が策定されました。

これらの背景を踏まえ、本市は、災害廃棄物処理に関し、発災後、直ちに必要に迫られる「仮置場」、「分別」、「広報」等の初期対応について、令和 2 年 3 月に「新座市災害廃棄物処理初動マニュアル」（以下「市マニュアル」という。）を策定し、災害発生時の対応策の強化を図りました。

本計画は、将来、本市が地震や風水害等の災害に直面した場合に、新座市地域防災計画に基づき災害により発生した廃棄物の処理を迅速かつ円滑に実施し、速やかな復旧・復興を進めるため、災害廃棄物に関して予測される事態への対応策、災害廃棄物処理の手順をあらかじめ定めるとともに、災害発生に備えて平時から取り組むべき事項を整理し、本市の災害対応力の向上に資するものとするものです。

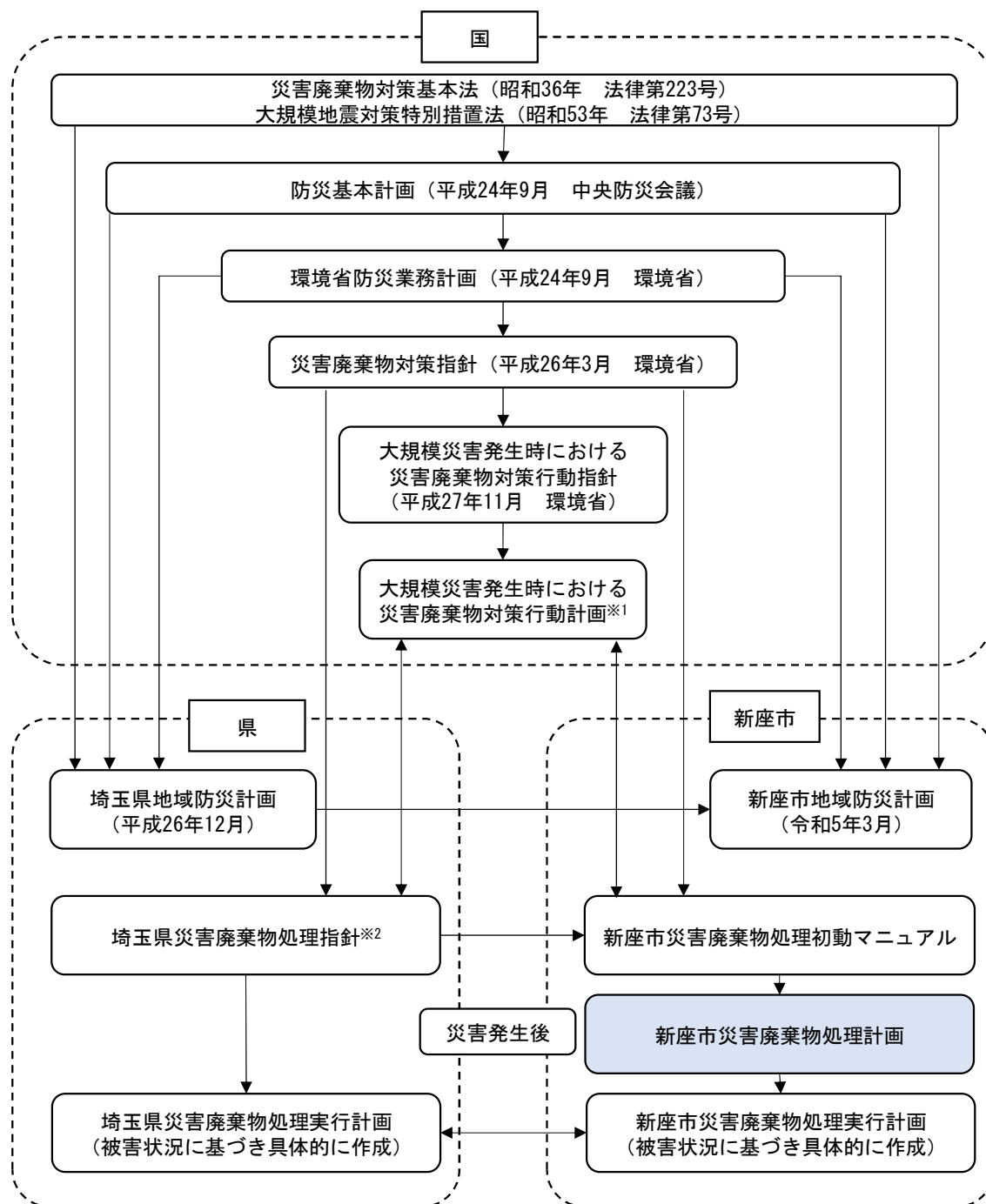
※1 埼玉県清掃行政研究協議会と会員である市町村、一部事務組合及び埼玉県が平成 20 年 7 月に締結。

※2 埼玉県清掃行政研究協議会及び埼玉県一般廃棄物連合会が平成 22 年 8 月に締結。

※3 社団法人埼玉県産業廃棄物協会（一般社団法人埼玉県環境産業振興協会）及び埼玉県が平成 16 年 11 月に締結。

第4節 本計画の位置付け

本計画は、市マニュアルに、より詳細な内容を追補するものです。なお、国の「災害廃棄物対策指針」及び「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動計画」並びに「埼玉県災害廃棄物処理指針」に基づき、かつ「新座市地域防災計画」との整合を図って策定します。



※1 大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会において、地域における備えとして、行動計画の策定が求められている。

大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会とは環境省関東地方環境事務所が、10 都県を対象に災害廃棄物対策に関する情報共有や、大規模災害時の廃棄物対策に関する広域連携について検討するため設置した協議会。

※2 環境省が作成した災害廃棄物対策指針に基づき作成が求められている「災害廃棄物処理計画」に該当する。

〔参考〕「埼玉県災害廃棄物処理指針」（平成 29 年 3 月、埼玉県）を参考に作成

資料 1.4.1 本計画の位置付け

第5節 本計画の対象

1. 対象となる区域

本計画の対象区域は、本市全域とします。

2. 対象となる災害

国の「災害廃棄物対策指針」では、「災害」とは地震災害及び水害その他自然災害と示されています。地震災害については、地震動により直接に生ずる被害（揺れ、液状化、急傾斜地崩壊による建物の倒壊）及びこれに伴い発生する火災、爆発その他異常な現象により生ずる被害を対象としています。また、水害については、大雨、台風、雷雨等での大量の降雨による洪水、浸水、冠水、土石流、山崩れ、崖崩れ等の被害を対象としています。

これらを踏まえ、本計画では、大規模な「地震」及び「風水害」を対象の災害とします。

3. 対象となる廃棄物

本計画の対象となる廃棄物は、大規模な地震や風水害によって大量に発生する廃棄物及び被災者や避難所の生活に伴う廃棄物とし、これらを「災害廃棄物」と呼びます。

なお、災害廃棄物の分別区分は、平常時の分別区分と異なるものとして設定します。災害廃棄物の種類及び性状については、災害の種類や災害発生からの経過期間により異なってくるため、実情に合わせて適宜見直しを図るものとしませんが、仮置場への市民による直接持込み又は本市による集積所回収の別、仮置場からの搬出作業（処理、再利用等）を勘案し、あらかじめ以下の区分を想定します。

資料 1.5.1 災害廃棄物の分別区分一覧表（想定）

	品目・種類	主なもの	備考（留意事項）
①	可燃物・可燃系混合物	衣類、紙類、プラスチック類	臭気が発生するもの（生ごみ）は集積所収集を案内
②	木くず	倒木、流木、柱材、角材	チップ化を検討
③	不燃物・不燃系混合物	ガラス・ビン、陶器、屋根瓦、洗面台	ライターは⑬危険物に含む。
④	コンクリート系混合物	コンクリートブロック・塀、家屋の基礎	
⑤	土砂類	流入した土砂、壁土	
⑥	金属系混合物	金属製品	分別し、有価物として売却
⑦	家電・廃家電 4 品目	テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン	冷蔵庫の中身を出す。 家電リサイクル法対象品目
⑧	小型家電	⑦以外の家電	
⑨	廃自動車	自動車、タイヤ	

	品目・種類	主なもの	備考（留意事項）
⑩	畳	畳	腐敗、発火のおそれがある。クレーン等の重機で整理しておく。
⑪	布団・カーペット	布団、カーペット	腐敗が早い。パレット上に積むことを検討
⑫	建築廃材（金属、木材、プラスチック以外）	屋根や壁等に使用するスレート材、家屋解体で発生するスレート材	専門の事業者で処理
⑬	危険物（ガスボンベ、スプレー缶、ライター）／有害廃棄物	ガスボンベ、スプレー缶、ライター	専門の事業者で処理
⑭	危険物（灯油等）／有害廃棄物	灯油タンク、ガソリンタンク	専門の事業者で処理
⑮	危険物（薬品類）／有害廃棄物	ペンキ・シンナー類、殺虫剤、農薬、薬品類	専門の事業者で処理
⑯	電池、太陽光パネル	電池、太陽光パネル	専門の事業者で処理
⑰	消火器	消火器	専門の事業者で処理
－	生活ごみ	日常生活から排出される可燃ごみ、リサイクル資源等	ステーション（集積所）に排出
	避難所ごみ	避難所から排出される可燃ごみ、リサイクル資源等	避難所付近に排出し、収集を行う。
	し尿	仮設トイレ等から排出されるもの	し尿処理業者が処理 簡易トイレ、段ボールトイレ

<参考>

災害廃棄物の分類と取扱い

廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）において、事業活動に伴う「産業廃棄物」と家庭等から排出される「一般廃棄物」に分類され、これらの処理方法が定められている。災害廃棄物については法令上では定義されていないが、「一般廃棄物」を「産業廃棄物以外の廃棄物」とであると位置付けられていることから、「産業廃棄物」ではない災害廃棄物については「一般廃棄物」に分類されることとなる。

なお、災害廃棄物には産業廃棄物と一般廃棄物が混在している場合もあるが、「廃棄物処理法」第22条において、「国は、市町村に対し、災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理を行うために要する費用の一部を補助することができる。」と規定されていることから、災害廃棄物の処理は、市町村等によるものである。

第2章 本計画の基本的事項

第2章では、本計画が対象とする災害（地震、風水害）と処理期間を設定します。

災害時には、平時に本市が処理している一般廃棄物とは性状の異なる廃棄物が大量に発生し、これを適正かつ迅速に処理する必要があることを踏まえ、災害廃棄物の処理方針を定めるものです。

第1節 被害想定

本計画が対象とする災害（地震及び風水害）の被害想定は、以下のとおりです。

1. 地震

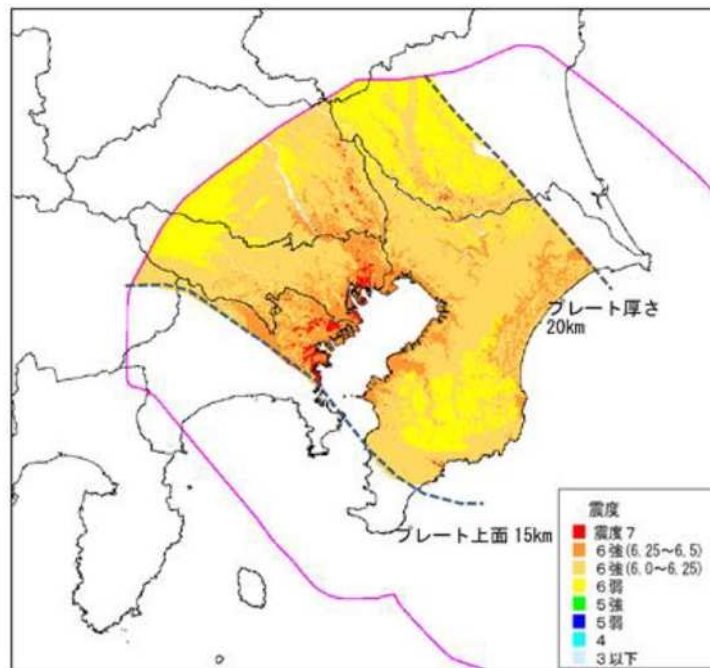
地震の対象災害は、「新座市地域防災計画」（令和5年3月）で明記している「どこの場所の直下でも発生する可能性のあるフィリピン海プレート内の地震」（Mw7.3）、「地表断層が不明瞭な地殻内の地震」（Mw6.8）のうち、災害被害規模が最大と見込まれる「どこの場所の直下でも発生する可能性のあるフィリピン海プレート内の地震」とします。「フィリピン海プレート内の地震」の被害想定は資料2.1.1に、フィリピン海プレート内に一律にMw7.3の震源を想定した場合の震度分布図は資料2.1.2に示すとおりとします。

※Mw（モーメントマグニチュード）：地震は地下の岩盤がずれて起こるもので、この岩盤のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード

資料2.1.1 フィリピン海プレート内の地震の被害想定

項目		被害内容		条件	単位	被害数量
建物	木造	揺れによる	全壊数	－	棟	4,364
			半壊数	－	棟	8,468
	非木造	揺れによる	全壊数	－	棟	205
			半壊数	－	棟	562
		急斜面地崩壊による	全壊数	－	棟	1
			半壊数	－	棟	3
		火災消失		最大	棟	138
ライフライン	上水道	断水人口	1 日後	人	12,861	
	下水道	機能支障人口	直後	人	24,308	
	都市ガス	供給停止件数	直後	件	6,890	
	電力	停電世帯数	1 日後	世帯	320	
	電話	不通回線数	1 日後	回線	88	
人的被害		死者数		朝 5 時	人	302
		負傷者数		朝 5 時	人	1,964
		避難者数（当日・1 日後）		最大	人	12,458
		避難者数（1 週間後）		最大	人	11,989
		避難者数（1 か月後）		最大	人	9,702
		帰宅困難者		最大	人	11,623

※被害想定から発生が見込まれる災害廃棄物量は資料4.3.1（P24）に示す。



出典) 新座市地域防災計画

資料 2.1.2 フィリピン海プレート内に一律に Mw7.3 の震源を想定した場合の震度分布図

2. 風水害

風水害の対象災害は、「埼玉県災害廃棄物処理指針」で想定している「荒川氾濫による洪水想定」とし、被害想定は資料 2.1.3 に示すとおりとします。

資料 2.1.3 荒川氾濫による洪水の被害想定

被害区分	
床上浸水	床下浸水
9,600 トン	—

単位：t

可燃物	不燃物	コンクリート がら	金属	柱角材	危険物・ 有害物	思い出の品・ 貴重品	廃家電	土砂	総量
3,706	874	413	250	1,613	48	10	182	2,506	9,600

※端数処理の関係で合計が合わない場合がある。

※災害廃棄物発生量の見込みとして資料 4.3.2 (P24) に示す。

第2節 処理期間の設定

国の「災害廃棄物対策指針」においては、災害発生から最長でも3年以内に災害廃棄物の処理完了を目指すとしており、災害発生後、市民が通常の生活環境を取り戻す等速やかに復旧復興するために、災害廃棄物を迅速かつ適正に処理することが求められています。

第3節 処理方針

災害時には、人命救助や二次災害の防止を最優先としつつ、復旧・復興のためには早期に災害廃棄物を処理して迅速に生活環境を元に戻すことが重要となります。

また、「埼玉県災害廃棄物処理指針」では、既存処理施設の活用により埼玉県内で災害廃棄物の処理を進めることを基本としています。被災規模により、既存処理施設での災害廃棄物の処理が困難な場合は、仮設処理施設や埼玉県外広域処理体制を構築し、処理を行うものとします。

さらに、災害廃棄物は、東日本大震災及び熊本地震等での実績を踏まえ、できる限り平常時と同様に分別し、資源として再生利用するものとします。この際、民間企業や公共の復興事業等における再生資材への利用等利用先の確保に努めます。

以上のことを踏まえ、災害廃棄物の処理方針を次のとおり定めます。

基本方針1	平時の備えと迅速な初動
--------------	--------------------

災害時の分別ルールや排出方法、支援先との関係構築等、平時の備えを万全に整え、迅速な初動体制が取れるように努めます。

基本方針2	作業の安全確保
--------------	----------------

災害廃棄物処理には他市からの応援やボランティア等、多くの人が関わる可能性があるため、作業の安全確保を徹底します。

基本方針3	分別の徹底と資源化の推進
--------------	---------------------

スムーズに災害廃棄物の処理を実施するため、ルールに基づいた分別と仮置場への排出を徹底するとともに、排出された災害廃棄物は極力資源化を行います。

基本方針4	処理施設の確保と広域処理
--------------	---------------------

志木地区衛生組合における処理が継続できるよう、平時から施設の強靱化を確保するとともに、埼玉県の指導に基づき、必要に応じて広域処理体制を構築します。

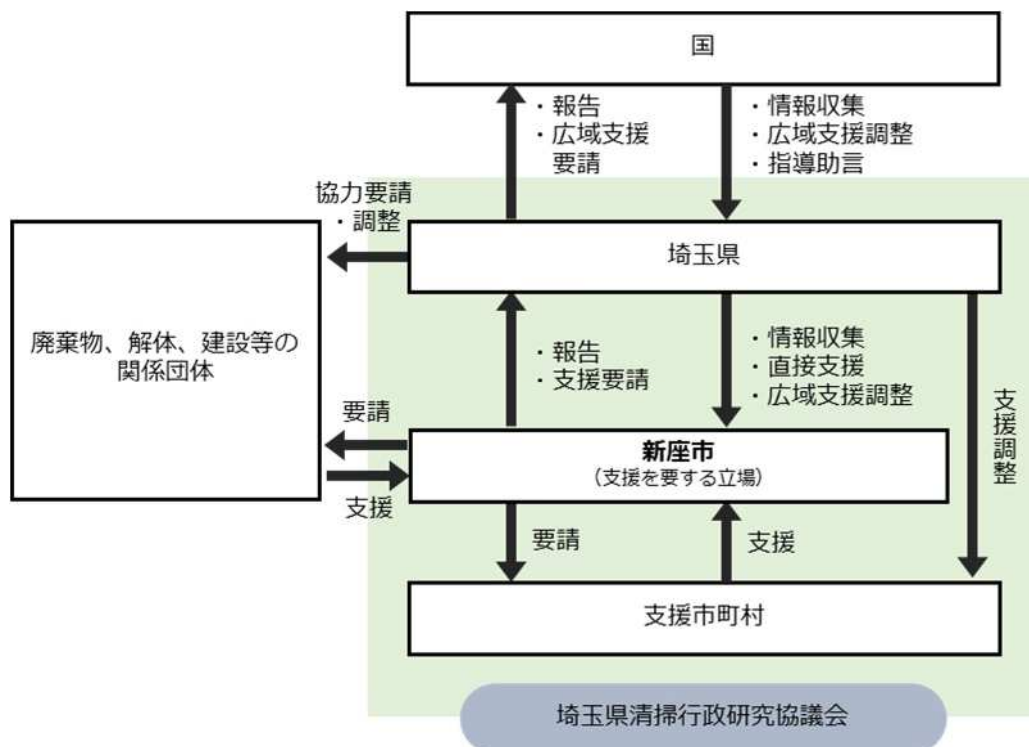
基本方針5	周辺環境の保全
--------------	----------------

仮置場等の土地は汚染しないように使用し、適切に原状回復を行う。また、処理の過程で粉じんや火災が発生しないよう、日々の維持管理を徹底します。

第3章 災害廃棄物処理に係る情報及び体制

第1節 広域支援体制の構築

本市において甚大な被害が発生した場合には、広域での支援が必須となります。埼玉県、市町村、関係一部事務組合で構成される「埼玉県清掃行政研究協議会」（第3章第2節に記載）の枠組みを用いて埼玉県と連携しながら、埼玉県内市町村に協力を要請していきます。また、廃棄物、解体、建設等の関係団体にも協力を要請していきます。協力・支援体制（イメージ）は、資料3.1.1に示すとおりとします。



[参考]「埼玉県災害廃棄物処理指針」を参考に作成

資料 3.1.1 協力・支援体制（イメージ）

また、広域支援体制の構築に係る本市の役割については資料 3.1.2 に、災害時における相互応援に関する協定一覧（自治体）は資料 3.1.4 に、新座市との災害時協力に関する協定一覧（民間事業者）は資料 3.1.5 に示すとおりとします。

資料 3.1.2 広域支援体制の構築に係る本市の役割

項目	役割
新座市災害対策本部衛生班の設置、被害状況の情報収集	・発災後速やかに、災害廃棄物処理対策のための体制を整え、災害廃棄物の発生状況、道路、処理施設等の被害状況を把握し、埼玉県災害対策本部環境対策部等に報告する。 ・初動期に必要なとなる災害廃棄物の現場撤去、仮置場の確保を進める。 ・人員不足の場合、埼玉県に調整・支援を要請する。 ・緊急的に必要ながれきの撤去等について、民間事業者への協力要請やボランティアの受入れ等を行う。
処理体制の検討	・被害状況、災害廃棄物の発生状況から、本市単独で災害廃棄物を処理できるかを検討し、埼玉県に報告する。 ・単独での処理が困難な場合は埼玉県に支援要請する。
広域処理体制の構築	・埼玉県では県下を 21 の広域化ブロックに分けており、本市は「6 ブロック」として志木市と富士見市の 3 市でブロックを形成している（「第 9 次埼玉県廃棄物処理基本計画」資料 3.1.3）。 ・必要に応じて、市外からの経験者等の応援を受け入れて体制を構築する。
国・市外自治体等との広域処理体制構築	・埼玉県の調整を受け、国・市外自治体等との広域処理体制を構築する。 ・災害時の協力協定を締結している埼玉県外自治体との連携を行う。

〔参考〕「埼玉県災害廃棄物処理指針」（平成 29 年 3 月）より一部抜粋、加筆



〔参考〕「第 9 次埼玉県廃棄物処理基本計画」（令和 3 年 3 月）に加筆

資料 3.1.3 広域化ブロック割

資料 3.1.4 災害時における相互応援に関する協定一覧（他自治体）

締結年月	締結先	内容
H8.8.29	朝霞市、志木市、和光市	避難所等の相互利用、相互応援
H8.7.30	所沢市、東村山市、清瀬市、東久留米市	食料、飲料水の提供、相互応援
H17.11.1	那須塩原市	車両の貸与、食料や飲料水の提供、相互応援
H20.4.1	十日町市	車両の貸与、食料や飲料水の提供、相互応援
H23.8.16	西東京市	食料、飲料水の提供、相互応援
H23.9.2	練馬区	食料、飲料水の提供、相互応援
H30.11.1	日立市、小山市、東村山市、豊川市、安城市及び西尾市	食料、飲料水の提供、相互応援

※令和 6 年 11 月時点

資料 3.1.5 新座市との災害時協力に関する協定一覧（民間事業者）

締結年月	締結先	内容
H10.4.1	(株)鳴浜リース	重機类等調達
H28.4.1	(株)ジェイコム東京	情報の伝達
H23.5.24	(株)コミュニティシェアFM	
H27.7.13	東京ガス(株)北部支店	
H29.6.12	ヤフー(株)	
H18.4.20	新座市建設業防災協定(建築)	応急対策業務
H20.1.22	新座市建設業防災協力会(土木)	
H18.5.23	新座市造園業防災協力会(造園)	
H23.5.23	新座市指定水道工事店防災協力会(水道)	
H21.8.19	埼玉県電気工事工業組合(電気)	
H22.3.31	東京電力パワーグリッド(株)	
H28.11.25	(株)セブン-イレブン・ジャパン	生活必需物資の提供
H30.11.23	(株)カインズ	
H24.1.20	埼玉県石油業協同組合朝霞支部	燃料等の提供
R4.4.15	(株)ホープ	仮置場の提供
R4.8.22	日立建機日本(株)	レンタル資機材の提供
R4.12.1	(株)アクティオ	

※令和 6 年 11 月時点

第2節 埼玉県及び「埼玉県清掃行政研究協議会」との連携

埼玉県では、教育、訓練、他地域における災害廃棄物処理対応状況、協議会の意見等を参考に「埼玉県災害廃棄物処理指針」を随時見直すものとしています。

また、廃棄物の排出抑制及び適正処理等に関する知識及び技術を会員間で交流して、廃棄物の処理体制を確立するための「埼玉県清掃行政研究協議会」では、構成する自治体が、定期的に災害廃棄物を処理するための教育、訓練等を実施しています。

平時から、本市は、埼玉県及び「埼玉県清掃行政研究協議会」と連携し、情報共有や教育・訓練の機会を得ます。

第3節 必要な施設、設備等の備え

1. 災害時（停電や道路交通網の断絶等）の連絡手段の確保

最大規模の災害時には、主要幹線道路寸断の可能性や崖崩れ、落石等による道路被害が、また、発災直後は、大規模な停電や通話支障が起こることが想定されるため、災害に強い通信手段である防災行政無線、衛星電話、IP無線機等の確保や非常用電源設備の整備等を進める必要があります。

さらに、放送事業者への依頼や状況に応じて伝令（自転車、オートバイ、徒歩等による）の検討を行う等、あらゆる通信手段を活用します。

2. 燃料の確保（災害時緊急車両登録、埼玉県内供給ルート計画）

大規模災害発生時には、災害廃棄物処理に係る収集運搬車両や処理施設の稼働に必要な燃料関係の確保が困難となるおそれがあることから、危機管理室との連携の下に災害時緊急車両登録と優先給油ルールを作成し、災害廃棄物の収集運搬車両に優先的に燃料供給が可能な体制を構築します（「燃料の提供に関する協定」埼玉県石油業協同組合朝霞支部）。

3. ごみ処理施設及びし尿処理施設における緊急時の対応

本市のごみ処理を行っているごみ処理施設（志木地区衛生組合）では、「業務継続計画」を策定し、緊急時対応について以下のとおり定めています。

- 管理者不在時の代行順位及び職員の参集体制
- 事務所が使用できなくなった場合の代替事務所の候補
- 資機材等（非常用発電機やガソリン等）の備蓄
- 衛星携帯電話による通信手段の確保
- 非常時優先業務の整理（消火活動の被害拡大の予防・災害対策本部の開催等）
- 緊急事態対応マニュアルに基づく対応

また、本市のし尿及び浄化槽汚泥の処理を行っているし尿処理施設(朝霞地区一部事務組合)では、業務継続計画である「し尿処理施設危機管理対策マニュアル」を策定し、災害及び事故時について以下のとおり定めています。

- 平時の施設管理（巡回点検）
- 緊急時の連絡体制と実践行動の優先順位
- 非常招集
- 災害等発生時の対応（初動対応、災害等の種類ごとの対応）
- 被害状況や復旧の見通し等の報告

第4節 市民への情報提供

市民への必要な情報提供は、被害状況に応じて、市ホームページ、LINE等のSNS、掲示板への貼り出し、報道発表、放送設備装備車、防災行政無線、回覧板、町内会や避難所等での説明会等あらゆる手段・媒体を活用するとともに、発災後の時期区分に応じて適切に実施します。また、災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するため、災害廃棄物の排出方法や排出ルール等（分別方法、便乗ごみの排出禁止）、仮置場の設置・運営等の情報について、早期に分かりやすく発信することが重要です。さらに、高齢者や障がい者、外国人等にもわかりやすく情報が伝わるよう留意します。

発災後の時期区分に応じた情報提供の手段と内容は資料3.4.1に、広報内容は資料3.4.2に、広報すべき内容、広報手段、その他留意事項は資料3.4.3に示すとおりとします。

資料 3.4.1 情報提供の手段と内容

		初動期 (～数日間)	応急対応期 (～3か月程度)	復旧・復興期 (最長でも3年以内)
情報提供の手段		防災行政無線・広報車		
		公共施設・避難所等の掲示版、説明		
			回覧・説明会	
		ホームページ		
		報道発表（適宜）		
情報提供 する 内容	問合せ先	各種問合せ・相談窓口の案内		
	収集に関する事項	収集頻度等		
	排出に関するルール等		排出（分別）方法	
	仮置場設置・運営状況		場所、期間、持込み方法等	
	廃自動車等の確認		所有者確認、場所、手続等	
	被災家屋の取扱い		対象物件、期間、手続等	
	思い出の品等の返却		対象物件、期間、手続等	
	災害廃棄物処理実行計画		処理フロー、処理方法等	
	処理の進捗状況		処理の進捗状況、今後の見込み	

資料 3.4.2 広報内容

広報の相手方	広報内容	広報手段	広報の時期
市民・ボランティア	収集方法(収集の有無、収集ルート及び日程、仮設トイレの設置等)	ホームページ、チラシ	発災当日又は翌日
	仮置場へ持ち込む災害廃棄物の分別方法	ホームページ、チラシ	発災当日又は翌日
	仮置場の場所、搬入時間	防災行政無線、広報車 ホームページ、チラシ	発災後 3 日以内 (仮置場開設 (5 日以内)前)
避難所の避難者	仮設トイレの場所、管理方法 避難所ごみの捨て方	ホームページ、チラシ	発災後 3 日以内

資料 3.4.3 広報すべき内容、手段、その他留意事項

〔広報すべき内容〕

- 収集方法（通常収集の有無、収集ルート及び日程、戸別収集の有無、排出場所、分別方法、家庭用ガスボンベ等の危険物、フロン類含有廃棄物の排出方法等）
- 仮設トイレの場所
- 仮置場の場所、搬入時間、曜日等（場所によって集積するものが異なる場合はその種類）
- 仮置場の誘導路（場外、場内）、案内図、配置図
- 仮置場に持ち込んではいけないもの（災害廃棄物でない生活系ごみ等）
- ボランティア支援依頼窓口
- 問合せ窓口、思い出の品の保管状況
- 便乗ごみの排出、不法投棄、野焼き等の禁止
- 災害廃棄物処理の進捗状況等

〔広報手段〕

- ・放送設備装備車
- ・防災行政無線
- ・町内会の回覧・掲示板
- ・ポスター（避難所等での掲示）
- ・広報紙（誌）
- ・ホームページ
- ・防災防犯情報メール、SNS
- ・ローカル（ケーブル）テレビ
- ・ラジオ
- ・新聞

〔その他〕

- ・この周知は、当面の間の暫定的な排出方法を周知するものであり、今後、変更が想定されるものであることを明示する（発出日を記載する。）。
- ・生ごみ等の腐敗しやすいごみについては、集積所に排出するか清掃施設に直接持込むこととし、災害廃棄物（片付けごみやがれき類）は、近日中に設置する予定である仮置場に排出するか、近隣集積所に排出することを明示する。
- ・市が指定した以外の場所や道路への排出は行わないことや、仮置場では災害に起因しない廃棄物は受け入れないことを明示する。
- ・都や近隣市区町との行政境界付近の広報については、混乱が生じないように留意する。

第5節 教育・訓練の実施

近年、局所的な災害は全国で多発しているものの、数十年に一度の大規模災害では、現場対応に当たるほとんどの人が初めての体験をすることとなります。そのため、経験談を元にした記録を共有し、又はいざという時の動き方を平時から想定し、職員を育成していくことは大変重要となります。

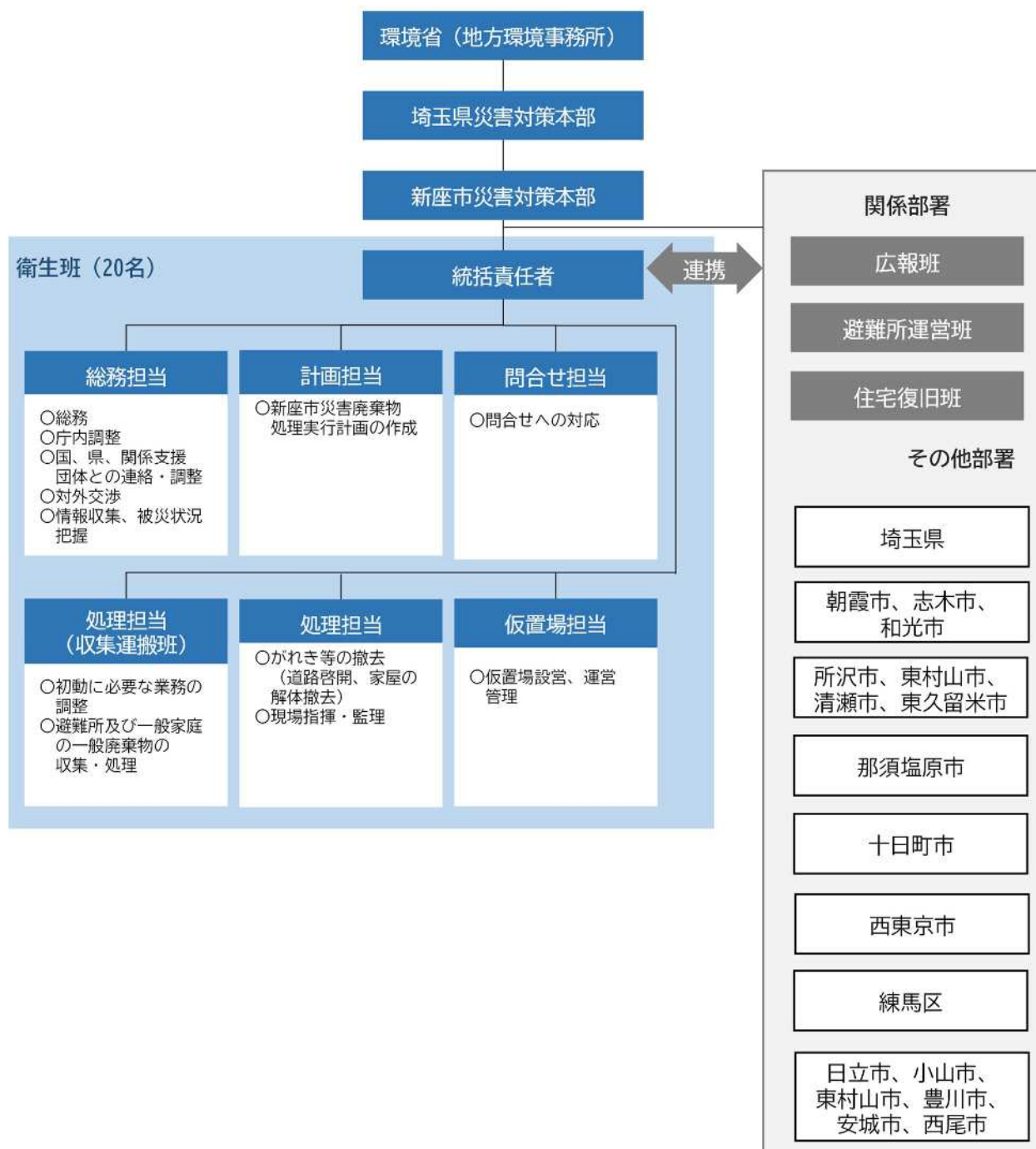
国立研究開発法人国立環境研究所の運営する「災害廃棄物情報プラットフォーム」(ウェブサイト)では、災害廃棄物分野の人材育成に取り組もうとする自治体等に向けて、「災害廃棄物に関する研修ガイドブック」を作成し、公表しています。また、埼玉県では、大規模災害時に大量に発生する災害廃棄物の処理を疑似体験し、迅速かつ的確な処理ができるよう、市町村等の職員を対象に災害廃棄物処理図上訓練を実施してきました(平成28~30年度)。こうした制度や仕組みを活用し、継続的な職員の教育・訓練を行います。

第6節 災害廃棄物処理体制

市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、新座市地域防災計画に基づき、市長は「新座市災害対策本部」を設置し、これと各機関の防災組織をもって応急対策活動を実施します。この場合において、災害廃棄物処理は、「衛生班」の所掌となります。

発災後は、災害廃棄物の処理だけでなく、生活ごみや避難所ごみ、し尿の処理や住民からの問合せ対応等、一度に膨大な量の業務が発生します。これらの業務に計画的に対応していくため、新座市災害対策本部の下に、資料3.6.1に示すとおり衛生班の組織体制を早期に構築し、対応を図るものとします。また、必要に応じて市内各所からの応援人員を確保するとともに、更に人員が不足する場合には、近隣市区町村、災害時における相互応援に関する協定締結自治体及び埼玉県への応援要請も検討します。なお、復旧・復興時には、その度合いに応じて、体制を見直すものとします。

災害対策を迅速かつ円滑に実施するために、埼玉県等の関係行政機関のほか、協定締結事業者、一般廃棄物の許可業者等、各主体と被害状況等を共有するとともに、各班(広報班、避難所運営班、住宅復旧班等)からの情報を整理し、衛生班から本市の処理状況等を発信します。



※各自治体は、資料 3.1.4 災害時における相互応援に関する協定一覧（他自治体）による。

資料 3.6.1 新座市地域防災計画に基づく災害時の体制

資料 3.6.2 衛生班の災害廃棄物処理に係る組織体制

担当名	人員	主な業務内容	備考
統括責任者（環境課長） 統括副責任者（公共施設マネジメント課長）	2 人	○目標・方針の設定、意思決定 ○マスコミ、議会对応	・長期的断続的に指揮系統が機能するよう、2 人以上の責任者体制（意思決定者）を確保するのが望ましい。
総務担当	8 人	○総務	・職員参集状況の確認と人員の確保・配置、労務管理 ・業者の選定（施設整備、資機材の調達、輸送手段の確保等）
		○庁内調整	・主に内部調整 ・施設部局・災害対策本部との連絡、防災部局との連携
		○国、埼玉県、関係支援団体との連絡・調整 ○対外交渉	・主に外部調整 ・廃棄物関連部局（環境省、埼玉県、埼清研への受援調整）関連情報の収集
		○情報収集、被災状況把握	・現状把握・分析・評価・予測 ・リソース（人員、資機材）、廃棄物の発生・処理等の状況把握
計画担当		○災害廃棄物処理実行計画の作成	・施設計画・作業計画作成 ・施設計画の作成（施設等の位置・規模・必要仕様の検討、概算費用の把握）、作業計画の作成（見直し）
問合せ担当		○問合せへの対応	・広報についての問合せ対応 ・苦情への対応
処理担当（収集運搬班）	10 人	○初動に必要となる業務の調整 ○避難所及び一般家庭の一般廃棄物の収集・処理	・仮設トイレ設置、ごみ収集、し尿処理、処理施設被災状況確認等
処理担当		○がれき等の撤去（道路啓開、家屋の解体撤去）	・家屋解体申請受付・受理 ※主に建築関係部署の人員を想定
		○現場指揮・監理	・立会
仮置場担当		○仮置場設営、運営管理	・受付、交通整理 ・分別補助 ・手袋、ヘルメット、ゴーグル、安全靴、メジャー、温度計等の備蓄

第4章 災害廃棄物処理対策

第1節 新座市災害廃棄物処理実行計画

1. 基本的な考え方

災害発生時には、被害状況等の情報収集を行った上で、本計画に基づき、災害廃棄物の発生量の推計、処理期間等の方針及び具体的な処理体制について検討を行い、「新座市災害廃棄物処理実行計画」として取りまとめます。

なお、「新座市災害廃棄物処理実行計画」は、処理の進行に伴い、定期的に見直しを行うものとしします。

また、「新座市災害廃棄物処理実行計画」の策定に当たっては、埼玉県の支援を受けるとともに、大規模災害で本市のみでは処理が困難であり、広域的な対応が必要となる場合は、埼玉県が当該計画を策定し、災害廃棄物処理の全体的な進行管理を行うこととなります。

2. 計画に明記する項目

「新座市災害廃棄物処理実行計画」は、被害の状況に応じ、災害廃棄物の量、処理期間、処理の推進体制や具体的な処理フロー等を整理し、策定します。

資料 4.1.1 新座市災害廃棄物処理実行計画の項目（案）

第1章 計画策定の趣旨

計画の目的\計画の位置付けと内容\計画の期間\計画の見直し

第2章 被害状況と災害廃棄物の量

被害状況\災害廃棄物の量

第3章 災害廃棄物処理の基本方針

基本的な考え方\処理期間\処理の推進体制

第4章 災害廃棄物の処理方法

災害廃棄物の処理フロー\災害廃棄物の集積\災害廃棄物の選別\災害廃棄物の処理・処分\進捗管理\その他

第2節 災害廃棄物処理の全体像

「埼玉県災害廃棄物処理指針」では、災害廃棄物処理の対応は、資料 4.2.1 に示すとおり初動期、応急対応期、復旧・復興期に分けて災害廃棄物の処理を3年以内に完了する旨定めています。本市においても、この考えを踏まえ、災害廃棄物の処理完了を3年以内に完了する計画とし、発災後、災害廃棄物を迅速かつ適正に処理します。

資料 4.2.1 災害廃棄物処理の時系列的な対応フロー

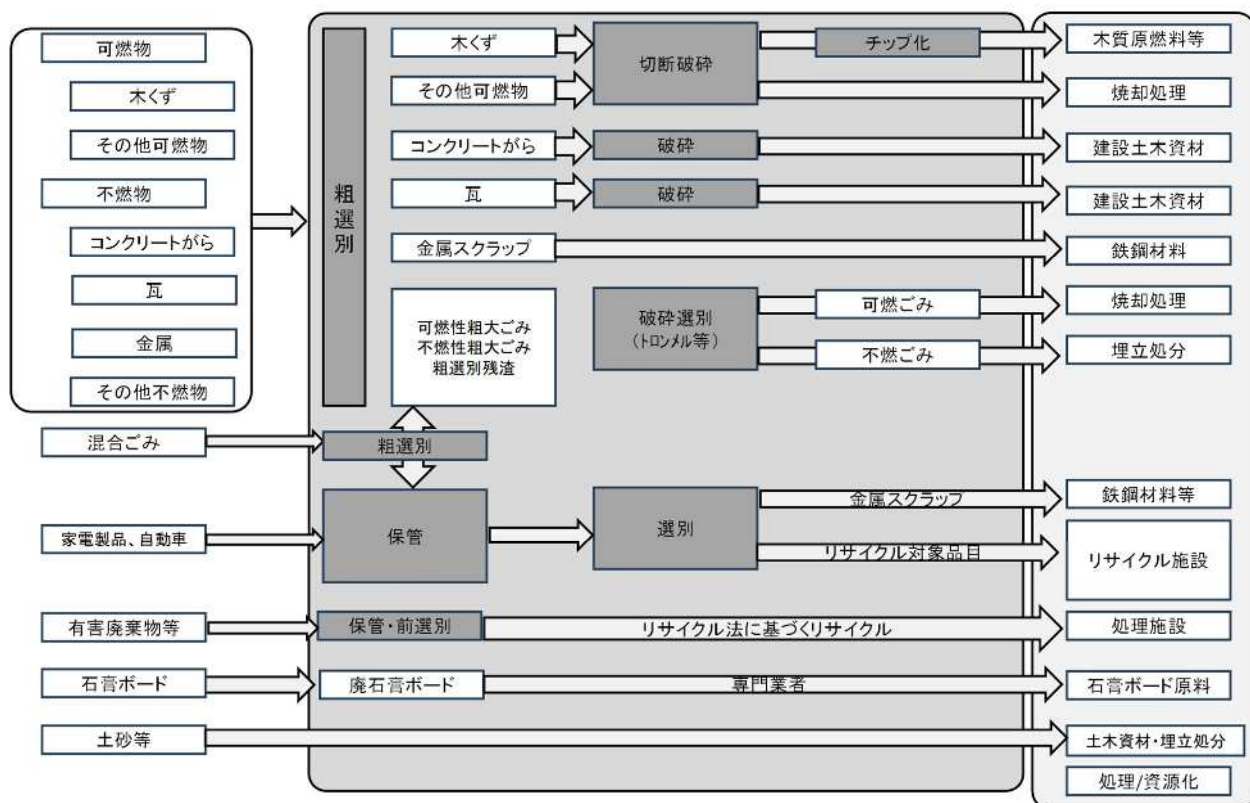
		初動期 (～数日間)	応急対応期 (～3か月程度)	復旧・復興期 (最長でも3年以内)
災害廃棄物本部の設置				
被災情報の収集、国、関係機関との緊急連絡調整				
県内災害廃棄物発生量の推計			1か月以内を目途 (→処理の進捗に応じて見直し) 1か月程を目途 (→処理の進捗に応じて見直し)	
県内処理体制の構築 (協議・調整)				
災害廃棄物処理実行計画の作成			(→処理の進捗に応じて見直し) (→処理の進捗に応じて見直し)	
一次仮置場の指定 (被災市町村内を想定)		1か月以内を目途		
災害廃棄物の撤去、一次仮置場への搬入	道路啓開ごみ			
	解体ごみ	1年以内を目途		
二次仮置場の指定・整備 (広域処理を想定)				
災害廃棄物の処理	二次仮置場への搬入			
	二次仮置場での中間処理			
	焼却灰等の埋立処分			
一次・二次仮置場の原状復旧				
避難所仮設トイレ整備、ごみ収集ルートの設定				
避難所 (仮設住宅) ごみ・し尿の処理実施				
通常の生活ごみの処理実施				

県実施 (市町村連携・協働)

市町村実施 (事務委託による県実施含む)

[出典]「埼玉県災害廃棄物処理指針」(平成 29 年 3 月)

また、災害廃棄物の種類別に応じ、処理フローを資料 4.2.2 に、処理の考え方を資料 4.2.3 に示すとおりとします。



資料 4.2.2 災害廃棄物の種類別処理フロー

資料 4.2.3 災害廃棄物の処理の考え方

種類	処理の考え方
木くず	・家屋の柱や倒木は、リサイクル材としての価値が高く、製紙原料となるため、極力リサイクルに努める。 ・その他の合板くずや小片木くずは、サーマル原料等により極力リサイクルに努める。 ・チップ化後の長期保存は、品質の劣化につながることから、チップ化しない状態で保管するためのストックヤードの確保に努める。
コンクリートがら等	・極力土木資材としてのリサイクルに努める。 ・コンクリートがらは、路盤材等としてリサイクルされているが、発生量が多過ぎて引受事業者の確保が困難と想定される。災害復興等公共事業での優先的活用を検討し、国・埼玉県・市でも積極的に使うことに努める。 ・公共事業等で利用できない場合、ストックが増えるため、災害復興事業におけるコンクリートがらの需給を考慮したストックヤードの確保に努める。
金属くず	・売却を基本とするが、選別が困難である等によりリサイクルできないものは埋立処分する。

種類	処理の考え方
可燃物	・ 仮置場での火災防止や衛生管理を徹底する。 ・ 家具、建具、畳、ふとん等の可燃性粗大ごみ及び可燃性建材等は、破碎処理した上で焼却処理することを基本（できるだけセメント焼成や廃棄物発電等の有効利用を行う。）とし、不燃物との選別が困難である等焼却処理になじまないものは埋立処分する。
不燃物	・ 可燃物や金属くず等と一体となった不燃物は、破碎して機械選別、磁力選別、手選別等により選別の精度を向上させ、極力リサイクルに努め、残渣は埋立処分する。
腐敗性廃棄物	・ 畳や食品、食品・飼肥料工場等から発生する原料及び製品等腐敗しやすい廃棄物は、優先的に処理を行う。特に夏季は腐敗しやすいため、早期に行う。
廃家電等	・ 家電リサイクル法対象の４品目は家電リサイクル法に従い、所有者が業者へ引き渡すことを原則とする。 ・ 廃家電（家電リサイクル法対象外）はできる限りリサイクルすることとし、石油ストーブ、原動機付きの農機具等は、燃料・エンジンオイルの抜き取り、バッテリーの除去等を行った上で金属くずを売却し、残渣は埋立処分する。
自動車等	・ 自動車は自動車リサイクル法に従い、所有者が業者へ引き渡すことを原則とする。
有害廃棄物等	・ 石綿含有廃棄物、PCB 含有廃棄物、感染性廃棄物、化学物質、医薬品類、農薬類、毒劇・劇物の有害廃棄物等は、分別して保管し、専門の事業者で処理を行う。
その他、適正処理困難物	・ 石膏ボードを石膏ボード原料に利用するためには、汚れがないこと、板状であること（製造番号等が識別できること）が受入要件であり、仮置場において雨等で濡れないよう保管する。 ・ 消火器、ガスボンベ類等の危険物は、専門業者で処理を行う。

〔出典〕「埼玉県災害廃棄物処理指針」（平成 29 年 3 月）

第3節 災害廃棄物発生量の推計

1. 災害廃棄物発生量（想定）

第2章第1節で設定した対象災害における災害廃棄物発生量と種類別内訳は、以下のとおりです。

（1）地震

フィリピン海プレート内地震発生時における災害廃棄物発生量見込みの内訳を、資料4.3.1に示します（再掲）。

資料4.3.1 フィリピン海プレート内地震発生時における災害廃棄物発生量見込みの内訳

項目	倒壊による廃棄物量 (t)		火災による廃棄物量 (t)		計 (t)	保管量 (t)	仮置場 必要面積 (㎡)
	全壊	半壊	木造	非木造			
可燃物	96,244	37,397	11	-	133,652	89,101	111,376
不燃物	96,244	37,397	6,986	-	140,627	93,751	42,614
コンクリートがら	278,039	108,035	3,337	-	389,411	259,608	118,004
金属	35,290	13,712	431	-	49,433	32,955	14,980
柱角材	28,873	11,219	0	-	40,092	26,728	33,410
合計	534,690	207,760	10,765	-	753,215	502,143	320,384

※1 災害廃棄物量・種類別内訳は「埼玉県災害廃棄物処理指針（平成29年3月）」P.10による。

※2 災害廃棄物発生量の見込みは資料2.1.1（P.7）の被害想定を基に算出した。

※3 国の災害廃棄物対策指針に基づき算出しているため、新座市地域防災計画における災害廃棄物量（503,323t）とは異なる。

※4 保管量＝災害廃棄物の発生量－年間処理量、年間処理量＝災害廃棄物の発生量／処理期間

※5 必要面積＝保管量÷見かけ比重÷積み上げ高さ×（1＋作業スペース割合）

見かけ比重：可燃物 0.4t/㎡、不燃物 1.1t/㎡

積み上げ高さ：4m

作業スペース割合：1

（2）風水害

過去と同規模の風水害発生時における災害廃棄物発生量見込みの内訳を、資料4.3.2に示します（再掲）。

資料4.3.2 荒川氾濫による洪水の災害廃棄物発生量見込みの内訳

単位：t

可燃物	不燃物	コンクリート がら	金属	柱角材	危険物・ 有害物	思い出の品・ 貴重品	廃家電	土砂	総量
3,706	874	413	250	1,613	48	10	182	2,506	9,600

※端数の関係で合計は合わない場合がある。

※風水害の被害想定として、資料2.1.3（P.8）にも示す。

2. 必要処理能力等の推計（まとめ）

フィリピン海プレート内の地震又は荒川氾濫による洪水により発生する災害廃棄物を処理するために必要となる運搬能力、保管能力（仮置場面積）、処理必要量（焼却処理、破碎選別、再生利用、埋立処分）を、資料 4.3.3 に示すとおり推計しました。

資料 4.3.3 災害廃棄物処理に必要な能力等

区分	項目	災害廃棄物処理に必要な能力	
		フィリピン海プレート	荒川氾濫による洪水
運搬能力※1	日運搬量(平均)	3,138t/日	40t/日
	運搬車両必要台数(平均)	1,308台/日	17台/日
保管能力※2	保管量	502,143t	6,395t
	仮置必要面積※2	320,384㎡	5,728㎡
処理必要量※3	焼却処理必要量	160,380t	4,781t
	破碎選別必要量	140,627t	874t
	再生利用必要量	497,209t	4,217t
	埋立処分必要量	111,664t	1,072t

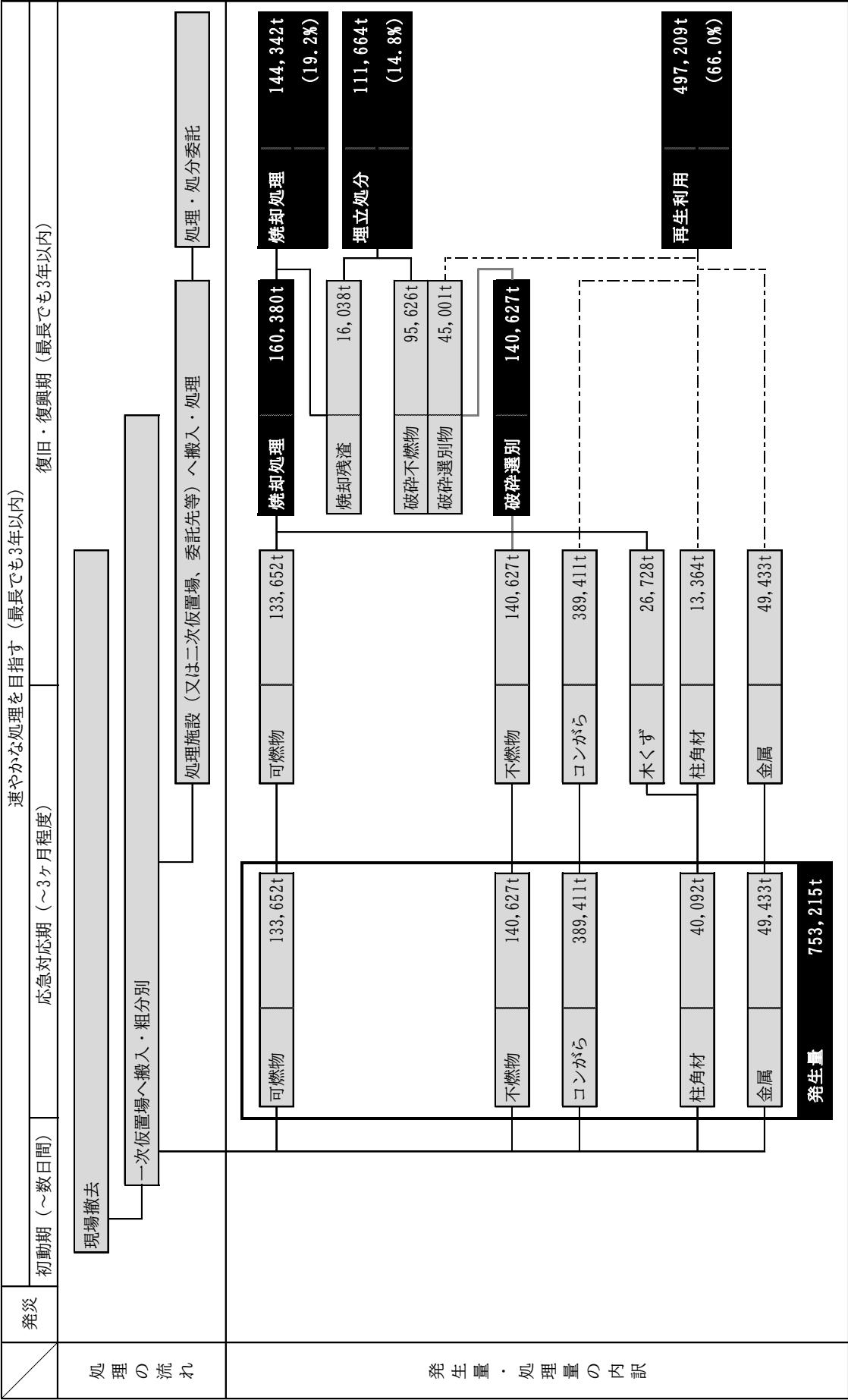
※1 被災現場から仮置場への運搬期間を1年間と想定（資料 4.4.1（P29）参照）

※2 災害廃棄物の処理期間を3年間と想定、仮置は積上高 4m と想定（資料 4.5.2（P34）参照）

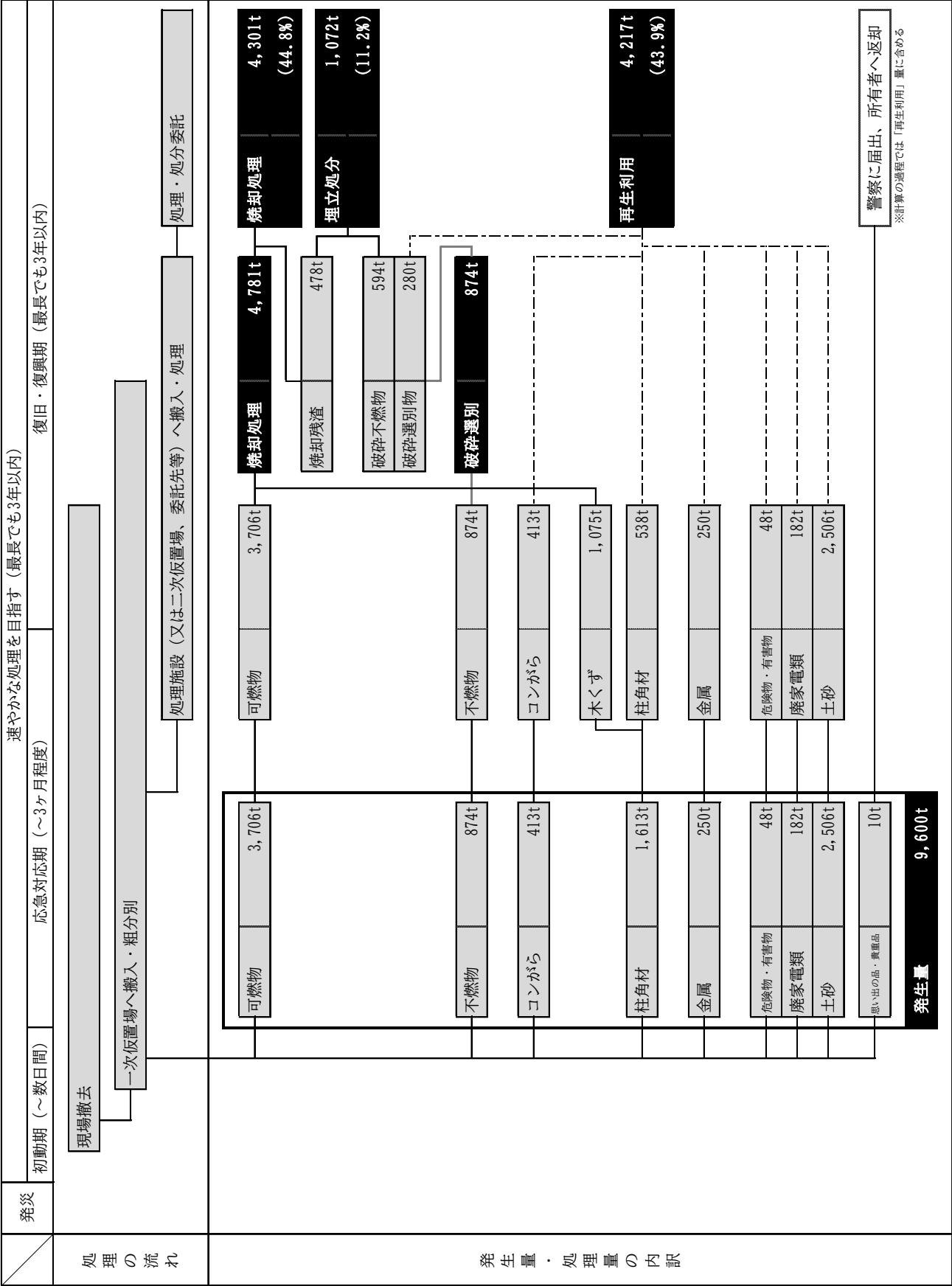
※3 焼却処理必要量、破碎選別必要量、再生利用必要量、埋立処分必要量については、P47 及び P48 の資料 4.6.1 から資料 4.6.4 までを参照

3. 災害廃棄物処理フロー

フィリピン海プレート内の地震が発生した場合の災害廃棄物処理フローは資料 4.3.4 に、荒川氾濫の洪水による風水害が発生した場合の災害廃棄物処理フローは資料 4.3.5 に示すとおりとします。



資料 4.3.4 災害廃棄物処理フロー（フィリピン海プレート内地震）

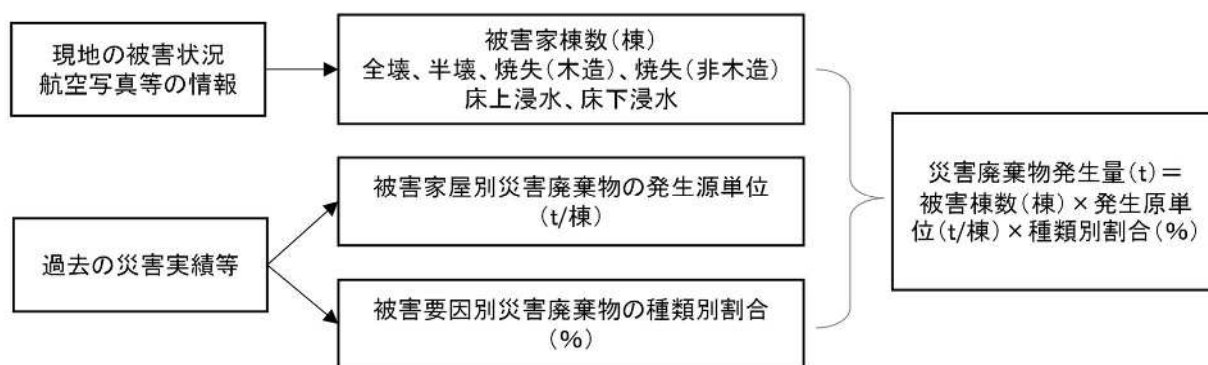


資料 4.3.5 災害廃棄物処理フロー（荒川氾濫による洪水）

4. 発災後における災害廃棄物発生量の推計方法

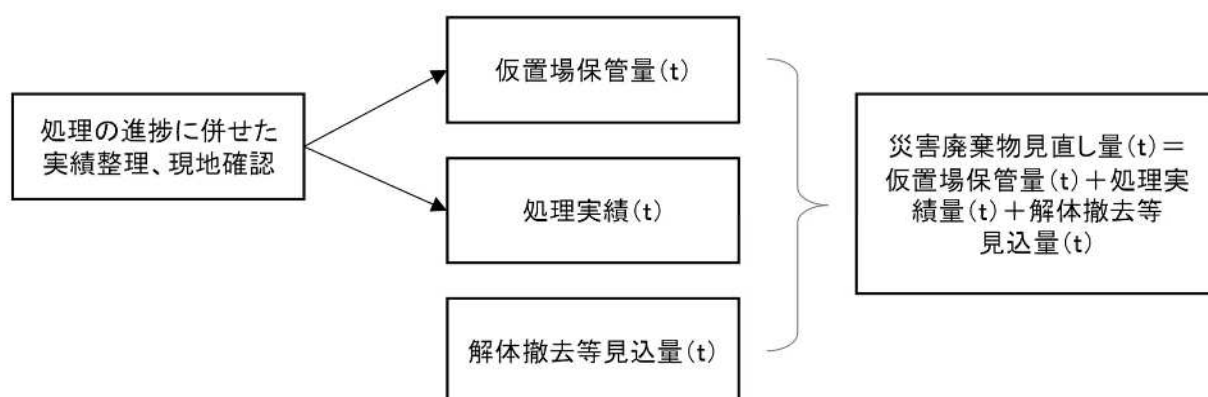
災害発生直後に推計する災害廃棄物の発生量は、処理全体の見通しを立てるための目安として試算します。災害廃棄物量の推計作業は資料 4.3.6 に、災害廃棄物推計量の見直し作業は資料 4.3.7 に示すとおりとします。

なお、処理の進捗に応じて、被害状況の情報を更に取り入れ、仮置場の保管量や処理実績量と解体撤去見込量を基に、推計値の必要な見直しを行うものとします。



[出典]「埼玉県災害廃棄物処理指針」(平成 29 年 3 月)

資料 4.3.6 災害廃棄物量の推計作業



[出典]「埼玉県災害廃棄物処理指針」(平成 29 年 3 月)

資料 4.3.7 災害廃棄物推計量の見直し作業

第4節 収集・運搬

1. 現状

災害廃棄物の現場撤去や仮置場への搬入等について、最大規模の災害を想定し、被災現場から仮置場への運搬を完了する期間を国の「災害廃棄物処理指針」に基づき1年間と設定した場合、必要能力と現状の行政による対応可能能力（被災による車両損傷がなかった場合）は、資料4.4.1のとおりです。

現状の本市で対応可能な運搬能力は、フィリピン海プレート地震においては必要能力の3.2%の充足率、荒川氾濫による洪水では必要能力の252.5%であり、フィリピン海プレート内の地震においては民間事業者や県外自治体等の協力が不可欠です。

資料 4.4.1 収集運搬に係る必要能力と現状対応能力

項目	フィリピン海プレート内の地震		荒川氾濫による洪水	
	日運搬量※ ¹	日運搬台数※ ³	日運搬量	日運搬台数
必要能力(a)	3,138t/日 (=753,215÷240)	1,308台/日 (=3,138÷2.4)	40t/日 (=9,600÷240)	17台/日 (=40÷2.4)
現状対応能力(b)※ ²	101t/日	42台/日	101t/日	42台/日
充足率(b/a)	3.2%	3.2%	252.5%	247.1%

※¹ 240日/年の稼働条件に基づく。すなわち、日運搬量（必要量）＝災害廃棄物発生量÷240日/年

※² 一般廃棄物運搬車（収集車は含まない）の合計値

「一般廃棄物処理事業実態調査」（令和4年度調査結果）における、委託車両収集車42台、101t。

※³ 一般廃棄物運搬車（収集車は含まない）の平均積載量（2.4t/台）に基づく。

すなわち、日運搬車両台数（必要量）＝日運搬量÷2.4t/台

2. 災害時の対応

災害廃棄物の収集に当たっては、大量に発生する地震や水害等の災害によって発生する廃棄物は、仮置き場等を利用した一時保管を行い、被災者や避難所の生活から発生する廃棄物は、原則としてごみ集積所等を利用した平常時と同様の収集体制により収集を行うものとします。

災害時の収集運搬能力の確保に当たっては、埼玉県内の埼玉清掃行政研究協議会を中心に協力を得るとともに、埼玉県内で不足する場合は、埼玉県外への協力支援を要請します（P.10 参照）。

災害廃棄物の収集運搬に係る本市の役割は資料4.4.2に、指定緊急輸送道路は資料4.4.3に示すとおりとします。

資料 4.4.2 災害廃棄物の収集運搬に係る本市の役割

項目	役割
緊急対応、道路啓開	・ 発災後は応急復旧を実施する前に、道路部門との連携の下、収集運搬車両等の通行ができるように早急に最低限のがれき処理と段差修正を行う。 ・ 道路啓開に伴う仮置場を指定し、埼玉県等に報告する。 ・ 道路啓開等の情報を基に、収集・運搬ルートを埼玉県と協議する。
必要な車両・重機、燃料の確保	・ 災害廃棄物の撤去・運搬に向けて、市内事業者の収集運搬能力、収集運搬機材・人員、燃料の確保方法について確認する。 ・ 市で対応困難な場合は、埼玉県等へ支援を要請する。
収集運搬の実行・管理	・ 市民に収集運搬ルートと収集運搬時間の周知をする。 ・ 輸送による市民の生活環境への影響を調査する。生活環境への影響が懸念される場合は、保全措置をとる。 ・ 渋滞や交通安全、生活環境の面で改善の必要性がある場合には、収集運搬ルートや収集運搬時間の変更を検討する。 ・ 国庫補助として請求することも考慮し、毎日、種類別の発生量、被災現場からの搬出量、仮置場への搬入量、仮置場からの搬出量等の情報（写真を含む）や車両のタイプ、積載量、1日当たり延べ台数を記録する。 ・ 高齢者やごみ出し困難者に対して、発災時の災害廃棄物発生量や収集状況に応じて戸別収集を検討する。

〔参考〕「埼玉県災害廃棄物処理指針」（平成 29 年 3 月）より一部抜粋、加筆

資料 4.4.3 本市の指定緊急輸送道路

路線名	指定区間
国道254号	新座市全域
国道463号	新座市全域
主要地方道 さいたま東村山線	新座市全域
主要地方道 保谷志木線	新座市全域
一般県道 川越新座線	新座市全域
一般県道 東京朝霞線	新座市全域
市道第1号線	新座中央通り、平林寺大門通り
市道第2号線	東北通り
市道第5号線	水道道路
市道第7号線	産業道路
市道第8号線	陣屋通り
市道第9号線	市場坂通り
市道第113号線	富士見新道、馬喰橋通り
市道第117号線	関越側道（新座消防署～馬場運動場） 黒目川沿い（馬場運動場～大橋）
市道第118号線	サンライズストリート
市道第5101号線	市立第四小学校前通り

〔参考〕「新座市地域防災計画」（令和 5 年 3 月）

また、特記事項として、被災家屋の解体撤去、廃石綿・石綿含有廃棄物の保管及び収集運搬に関する留意事項は資料 4.4.4 に、解体撤去の公費撤去の手順等は資料 4.4.5 に示すとおりとします。なお、基本は資料 4.4.5 のとおりとしますが、災害の程度、状況により手順等を変更する場合があります。

資料 4.4.4 被災家屋の解体撤去、廃石綿・石綿含有廃棄物の保管及び収集運搬に関する留意事項

項目	留意事項
被災家屋の解体撤去	・市は関係部局と連携し、倒壊の危険性のある建物等から優先的に解体撤去を実施する。 ・解体撤去の時期を市民へ広報するとともに、所有者の意思を確認の上、必要な解体撤去を順次行う。 ・解体撤去時には、石綿の飛散防止対策を講じるとともに、石綿含有物とそれ以外との分別を徹底する。 ・市の分別区分で廃棄物を分別し、仮置場等に運搬する。 ・作業者は、通常の安全・衛生面に配慮した服装に加え、石綿の排出に備え、必ず防じんマスクを着用する。 ・被災家屋の状態（被災家屋が建築物としての形態を残している場合等）によって、建設リサイクル法の対象となる場合がある。 ・石綿が使用されている建築物を解体等作業する場合、関係法令（廃棄物の処理及び清掃に関する法律、大気汚染防止法、石綿障害予防規則）を遵守する必要がある。 ・解体費は、災害廃棄物処理に対する国庫補助は出ないのが原則だが、大規模災害で認められた例がある。
廃石綿・石綿含有廃棄物の保管	・廃石綿等、石綿含有廃棄物、石綿不含有の廃棄物に分類する。更に石綿含有廃棄物を石綿含有廃棄物とみなし、石綿含有廃棄物とに再分類することが望ましい。 ・保管場所には周囲に囲いを設け、見やすい箇所に廃石綿等又は石綿含有廃棄物の保管場所であることを示す掲示板を設ける。 ・掲示板は縦横 60cm 以上とし、保管場所の責任者の氏名又は名所及び連絡先等を表示する。
廃石綿・石綿含有廃棄物の収集運搬に関する留意事項	《廃石綿》 ・収集・運搬に当たっては、他の物と区分する。 ・廃石綿等を収納したプラスチック袋等の破損等により石綿を飛散させないように慎重に取り扱う。 ・運搬車及び運搬容器は、廃石綿等が飛散、流出のおそれのないものとし、運搬車両の荷台に覆いを掛ける。 《石綿含有廃棄物》 ・収集・運搬に当たっては、他の物と区分する。 ・運搬車両は、石綿の飛散及び石綿含有廃棄物の落下を防止する構造とする。

[出典]「埼玉県災害廃棄物処理指針」（平成 29 年 3 月）

資料 4.4.5 解体撤去の公費撤去の手順等

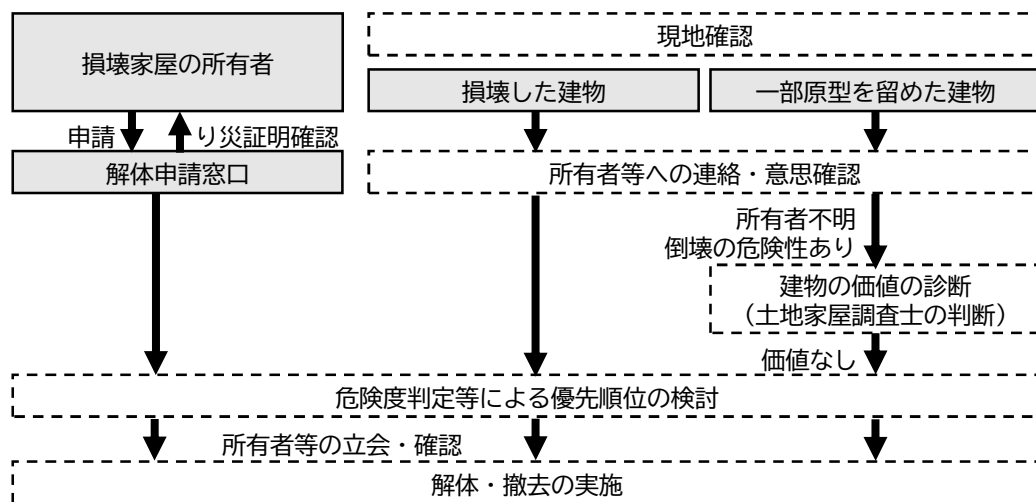
【解体撤去について】

損壊家屋等の撤去は、原則として所有者が実施するが、半壊以上の損壊家屋等については、発災時に国が示した方針に従い、公費による撤去又は自費撤去費用の償還を実施する場合がある。なお、一部損壊の家屋等修繕すれば住むことができる家屋については、原則として公費による撤去等を行わないが、登記上で別棟であるとき又は構造上別棟であると判断できるときは、被害が大きい棟のみの解体撤去も公費対象となる場合がある。

能登半島地震後に環境省が作成した「公費解体・撤去マニュアル」に基づいて、発災時に環境省が示した方針に従い実施する。

公費撤去の手順を次に示す。

- ①撤去申請窓口を設置し、り災証明書（全壊、大規模半壊、半壊）の確認や所有者の撤去意思を確認する。
- ②申請を受け付けた建物等については、図面等で整理を行い、現地調査による危険度判定や、効率的な重機の移動を実現できる順番等を勘案し、優先順位を検討する。
- ③撤去の着手に当たっては、所有者や関係者の立会いを求め、撤去範囲等の最終確認を行う。



なお、危険性等の観点から緊急に対処する必要がある場合には、倒壊してがれき状態になっているものや一定の原型を留め敷地内に残った建物について、現地確認の上、所有者からの申請によらず、市の判断により廃棄物として撤去を行う場合がある。その場合には、次の点に留意する。

- ・可能な限り所有者等に連絡を行い、その意思を確認した上で、撤去を行う。
- ・一定の原型を留め敷地内に残った建物で、所有者等に連絡が取れない場合は、土地家屋調査士に判断を求め、建物の価値がないと認められたものについては、所有者等の立会・確認を行わずに撤去を行う。なお、その場合には、現状を写真等で記録する。

第5節 仮置場

1. 仮置場の種類

仮置場の種類は、資料 4.5.1 に示すとおりとし、被害状況及び規模により適切な種類・数を設置します。

資料 4.5.1 仮置場の種類

種類	被害状況の概要	規模
一次仮置場	・ 損壊家屋の撤去等により発生した災害廃棄物や被災家屋等からの片付けごみを搬入し、粗選別した後、一時保管しておく場所	中～大
二次仮置場	・ 一次仮置場で粗選別した災害廃棄物を搬入し、破碎選別機等により細かな破碎・選別を行い処分・再資源化先に搬出するとともに、必要に応じて仮設焼却炉を設置して処理を行う場所 ・ 設置するには、かなりの広さが必要とされ、広域エリアでの調整が必要となり、埼玉県や近隣自治体、志木地区衛生組合との調整の上、設置することとなる。	特大

2. 現状

災害廃棄物量の推計値から算出した一次仮置場の必要面積は、資料 4.5.2 に示すとおりです。なお、国の災害廃棄物対策指針に基づき算出しているため、新座市地域防災計画における必要面積とは異なります。

フィリピン海プレート内の地震においては、一次仮置場を少なくとも 320,384 m²程度以上が必要となり、仮置場必要面積を確保するのが現状難しい状況にあります。荒川氾濫による洪水では 5,728 m²程度以上を確保する必要がある、一次仮置場の必要面積を確保できている状況にあります。（資料 4.5.2（P.34）及び資料 4.5.6（P.37）参照）

資料 4.5.2 一次仮置場の必要面積

項目	フィリピン海プレート 内の地震	荒川氾濫による洪水
保管量※ ¹	502,143t	6,395t
必要面積※ ² (積上高 4.0m として)	320,384 m ²	5,728 m ²

※¹ 保管量＝災害廃棄物の発生量－年間処理量、年間処理量＝災害廃棄物の発生量／処理期間
 $= 753,215 - (753,215 \div 3)$
 $= 502,143 \text{ t}$ (フィリピン海プレート内の地震の場合)

※² 必要面積＝保管量÷見かけ比重÷積み上げ高さ×(1＋作業スペース割合)

見かけ比重：可燃物 0.4t/m³、不燃物 1.1t/m³

(柱角材を「可燃物」、コンクリートがら、金属、危険物・有害物、廃家電、土砂を「不燃物」とする。)

積み上げ高さ：4m

作業スペース割合：1

3. 災害時の対応

(1) 概要

大規模災害発生時には、速やかな災害廃棄物の現場撤去を実施するため、あらかじめ選定した仮置場候補地(資料 4.5.6 参照)等から粗選別・保管を行うための一次仮置場を指定し、その運営管理を行います。

また、必要に応じて、広域エリア内において中間処理施設等の用地を含む二次仮置場を確保し、一次仮置場からの早期受入れに努めます。一次仮置場の確保後は、災害廃棄物の搬入・搬出の管理に加え、分別・保管管理を適切に行います。一次仮置場の確保及び運営管理に係る本市の役割は資料 4.5.3 に示すとおりとします。

資料 4.5.3 一次仮置場の確保及び運営管理に係る本市の役割

項目	役割
緊急対応、道路啓開	・道路啓開に伴う仮置場を指定し、埼玉県等に報告する。なお、道路啓開は、主要な仮置場や中間処理施設を優先して行う。
仮置場の使用	・市内の災害廃棄物の発生量に応じて、必要な仮置場の使用手続を行う。
仮置場運用管理体制の構築	・仮置場の返還条件に応じて、必要な事前調査(土壌分析等)を行う。 ・仮置場の地盤・搬入出路を整備するとともに、必要な資機材等の調達や分別等の基準策定、整備・運営管理の監督員の配置等を行い、仮置場の管理体制を確保する。
仮置場運用管理	・仮置場への搬入・保管・搬出の状況を管理・把握し、埼玉県に報告する。 ・分別保管の徹底のため、仮置場ごとに保管物種類を看板等で表示し、異なる災害廃棄物の混合を防ぐ。
原状復旧	・仮置場の返還の条件に応じて、土壌汚染の有無等を確認し、原状復旧を行う。原状復旧を効率的に進めるため、仮置場供用時の土地使用状況を記録する。

[出典]「埼玉県災害廃棄物処理指針」(平成 29 年 3 月)より一部抜粋、加筆

(2) 一次仮置場の選定

一次仮置場選定に当たって留意すべき事項は、資料 4.5.4 に示すとおりとします。

資料 4.5.4 一次仮置場選定に当たって留意すべき事項

留意事項
・ 二次災害（土砂崩れ等）のおそれがない場所が望ましい。 ・ 災害廃棄物の発生状況と効率的な搬入ルート（左折入場、左折退場）、アクセス道路の幅員、処理施設等への効率的な搬出ルートを想定し、考慮する。 ・ 搬入時の交通、中間処理作業の周辺住民、生活環境への影響が少ない場所とする。 ・ 災害廃棄物の発生量に対応できるスペース以外にも、跡地利用、関連重機や車両アクセス性や作業の難易度、最低限の防火・消火用水（確保できない場合は散水機械）、仮設処理施設の電源確保の可能性等を考慮する。 ・ 公有地の遊休地、グラウンド、未利用地、公園、駐車場、埋立地、埋立跡地等を利用するのが望ましい。なお、他部局と調整を図った上で選定作業を行う。 ・ グラウンド等を使用した場合は、後日、ガラス片等を取り除く対応が必要な場合がある。また、特に私有地の場合、二次汚染（土壌汚染等）を防止するための対策と原状復旧の際の汚染確認方法を事前に作成して、地権者や住民に提案することが望ましい。

以上の留意事項を元に、本市における一次仮置場候補地を次のとおり抽出します。

まず、住宅地と隣接していない市内のオープンスペースを基本として、仮置場となり得る優先候補は資料 4.5.6 に示すとおりとします。また、仮置場の検討を行う際は、設置遊具等を避けて使用することを検討します。

フィリピン海プレート内の地震においては、一次仮置場を少なくとも 320,384 m²程度以上が必要となり、仮置場必要面積を確保するのが現状難しい状況にあります。荒川氾濫による洪水では 5,728 m²程度以上を確保する必要があり、一次仮置場の必要面積を確保できている状況にあります。「災害廃棄物処理実行計画」に基づき、搬入調整を行いながら、被災地域の情報に詳しい市民の代表者（町内会長等）とも連携し、新たな仮置場の確保に努めていく必要があります。

また、一次仮置場における留意点は資料 4.5.5 に、各候補地における搬出入ルート（案）は資料 4.5.7～資料 4.5.10 に、レイアウト図（案）は資料 4.5.11～資料 4.5.14 に示すとおりとします。

資料 4.5.5 一次仮置場における留意事項

留意事項

- ・搬入と搬出の動線が交差しないよう、市内の主要道路とのアクセスに考慮し、ルートを設定する。
- ・外周には仮囲いを設置し、構内通路は一方通行とする（大型車が通行できる車幅を確保する。）。
- ・火災防止のため、積上げは 5m 以下、1 区画は 200 m² 以下とし、区画間は 2m 以上離す（1 区画で不足する場合は山の間に 2m 以上の空間を設けて運用する。）。
- ・できる限り分別、切り返し、搬出等のためのスペースを確保する。
- ・左折入場、左折退場を基本とする。

資料 4.5.6 一次仮置場候補地一覧表（優先候補地）

優先順位	候補地名	所在地	敷地面積 (㎡)	一時保管容量 (㎡) ^{※1}	留意事項	所管課
1	殿山運動場	堀ノ内 3-4-16	11,991	23,982	・ 保育園、児童発達支援センター（アシタ エール）隣接 ・ 駐車場を含む	生涯学習スポーツ課
2	株式会社ホープ 第2資材置場	馬場 1-1	9,000	18,000	・ 敷地南側に住家があるため、仮置場内の 配置に留意	環境課
3	大和田運動場 (STEC フィールド 大和田)	大和田 3-8-9	6,376	12,752	・ 人工芝生 ・ 駐車場を含む	生涯学習スポーツ課
4	野火止運動場	野火止 4-2-5	13,351	26,700	・ 車両の進入が難しい	生涯学習スポーツ課
	合計		40,718	81,434		
必要面積と保管量 ^{※2} （フィリピン海プレート） （荒川氾濫による洪水）			320,384 ㎡ 5,728 ㎡	640,767 ㎡ 11,458 ㎡		

※1 仮置場面積×有効面積率(0.5)×積み上げ高さ(4m)

※2 保管容量（㎡）＝保管量（t）÷見かけ比重（t/㎡）

[参考]「新座市地域防災計画」（令和5年3月）



画像 ©2024 Airbus、Maxar Technologies、地図データ ©2024 100 m

【凡例】 仮置場敷地 ➡ 搬入ルート ➡ 搬出ルート

※左折入場、左折退場を基本とする。

資料 4. 5. 7 殿山運動場への搬出入ルート（案）



画像 ©2024 Airbus、Maxar Technologies、地図データ ©2024 50 m

【凡例】 仮置場敷地 ➡ 搬入ルート ➡ 搬出ルート

※左折入場、左折退場を基本とする。

資料 4.5.8 株式会社ホープ第2 資材置場への搬出入ルート（案）



画像 ©2024 Airbus、Maxar Technologies、地図データ ©2024 100 フィート

【凡例】 仮置き場敷地 ➡ 搬入ルート ➡ 搬出ルート
 ※左折入場、左折退場を基本とする。

資料 4.5.9 大和田運動場への搬出入ルート（案）

【凡例】  仮置場敷地  搬入ルート  搬出ルート
※左折入場、左折退場を基本とする。

資料 4.5.10 野火止運動場への搬出入ルート（案）

注) ①～⑮は、資料 1.4.1 に示す品目・種類を示している。

資料 4.5.12 殿山運動場における一次仮置場レイアウト（案）



注) ①～⑮は、資料 1.4.1 に示す品目・種類を示している。

資料 4.5.12 株式会社ホープ第2 資材置き場における一次仮置場レイアウト (案)



注) ①～⑮は、資料 1.4.1 に示す品目・種類を示している。

資料 4. 5.13 大和田運動場 (STEC フィールド大和田) における一次仮置場レイアウト (案)



注) ①～⑤は、資料 1.4.1 に示す品目・種類を示している。

資料 4.5.14 野火止運動場における一次仮置場レイアウト (案)

(3) 一次仮置場の運用

また、一次仮置場の運用に当たって留意すべき事項は、資料 4.5.15 に示すとおりです。

資料 4.5.15 一次仮置場運用の留意点

項目	留意点
災害廃棄物の分別	・ 災害廃棄物の仮置場における分別作業は、ボランティア活動との連携が不可欠となる。分別等は、各現場で作業を行う被災者やボランティアの余力や認識、采配に相当依存しており、担当者やリーダーを決め、可能な範囲で行う。ボランティア活動との連携を図りつつ、安全確保及び情報共有を徹底する。
搬入・搬出管理	・ 災害廃棄物の作業効率を高め、不法投棄を防止するために、正確で迅速な搬入・搬出管理に努める。また、その後の処理量やコストを見積もる上でも、量や分別に対する状況把握を日々行うことが望ましい。
野外焼却の防止	・ 仮置場の設定が遅くなり、又はその周知が徹底しない場合、野外焼却をする住民が出てくる可能性があるため、環境・人体への健康上、「野外焼却禁止」を呼びかける。
仮置場の安全管理	・ 作業員は、通常の安全・衛生面に配慮した服装に加え、石綿の排出に備え、必ず防じんマスク及びメガネを着用する。靴については、破傷風の原因となる釘等も多いため、安全長靴をはくことが望ましいが、入手困難な場合、長靴に厚い中敷きを入れる等の工夫をする。
仮置場の路盤整備	・ 供用開始前に仮置場内の複数箇所で土壌サンプリングを行い、仮置場返還時のトラブルを回避する。 ・ 仮置場の地面について、特に土（農地を含む。）の上に集積する場合、散水に伴う建設機械の作業効率を確保するため、仮設用道路等に使う「敷鉄板」（基本リース品）を手当する。必要に応じ、水硬性のある道路用鉄鋼スラグ（HMS）を路盤として使用する。
搬入出路の整備	・ アクセス・搬入出路については、大型車がアクセスできるコンクリート、アスファルト、砂利舗装された出入口（幅 12m 程度以上）を確保し、必要に応じて地盤改良を行う。 ・ 発生した災害廃棄物を、仮設道路の基盤材として再利用することを検討する。
周辺道路の交通整理	・ 仮置場に災害廃棄物を搬入する車両で交通渋滞を引き起こすおそれがあることから、仮置場への搬入経路を設定し、誘導員を配置する等、交通整理を行う。
仮置場における火災予防	・ 木くずや可燃物は、高さ 4m 以上積み上げを行わない。 ・ 鉛蓄電池（自動車、オートバイ等から発生）は火災発生の原因となるので、堆積物から取り除く。 ・ 堆積物を重機で踏みつぶさないように注意する。 ・ 万が一の火災発生時の消火活動を容易にし、延焼を防止するため、それぞれの堆積物の距離を 2m 以上設ける。 ・ 消火用水や消火器を準備する。

項目	留意点
有害廃棄物の取扱い	・災害廃棄物から周辺土壌への有害物質などの漏出を防止するため、供用開始前に鉄板や遮水シート等の敷設を行う。 ・収集ルートが機能している場合は、販売店等に回収を依頼し、速やかに処理を行う。収集ルートが機能していない場合は、仮置場で一時保管する。 ・一時保管に当たっては、環境への影響がないように舗装された場所等に区別して保管するとともに、風雨にさらされないよう配慮する。
適正処理困難物廃棄物の取扱い	・発災時、浸水により使用不能になったテレビ、冷蔵庫等が大量に仮置場に持ち込まれることが考えられ、家電リサイクル券の作成等に多大な時間を要する可能性があるため、型番が確認できるように仮置きすることや、ボランティアの協力を得て効率的に家電リサイクル券の作成を進める等の対策を検討する。

[出典]「埼玉県災害廃棄物処理指針」（平成 29 年 3 月）を元に一部加筆修正

第6節 処理

災害廃棄物の種類や性状に応じて、焼却処理、破碎選別処理、再生利用、埋立処分等の処理を行います。災害廃棄物の処理に必要な中間処理能力、再生利用ルート、埋立処分能力は、既存施設の能力を最大限に生かすとともに、不足分について、埼玉県外施設への広域処理や仮設処理施設の整備により確保します（資料 4.3.4（P26）及び資料 4.3.5（P27）を参照）。

1. 要処理量

（1）焼却処理

最大規模の災害により焼却処理を要する災害廃棄物量の算定結果は、資料 4.6.1 に示すとおりです。

資料 4.6.1 焼却処理を要する災害廃棄物の量

項目	フィリピン海プレート	荒川氾濫による洪水
可燃物	133,652t	3,706t
木くず	26,728t	1,075t
計	160,380t	4,781t

（2）破碎選別

最大規模の災害により破碎選別を要する災害廃棄物量の算定結果は、資料 4.6.2 に示すとおりです。
なお、算定に当たっては、不燃物全量を処理することとしました。

資料 4.6.2 破碎選別を要する災害廃棄物の量

項目	フィリピン海プレート	荒川氾濫による洪水
不燃物	140,627t	874t
計	140,627t	874t

(3) 再生利用

最大規模の災害により再生利用に関する災害廃棄物量の算定結果は、資料 4.6.3 に示すとおりです。

なお、算定に当たっては、コンクリートがら、金属及び柱角材は全量、破碎選別量の一部を再生利用することとし、過去と同規模の風水害においては、危険物・有害物、廃家電類及び土砂全量を再生利用することとしました。

資料 4.6.3 再生利用に関する要処理量

項目	フィリピン海プレート	荒川氾濫による洪水
破碎選別物	45,001t	280t
コンクリートがら	389,411t	413t
柱角材	13,364t	538t
金属	49,433t	250t
危険物・有害物	—	48t
廃家電類	—	182t
土砂	—	2,506t
計	497,209t	4,217t

※ 再生利用割合をコンクリートがら、金属、柱角材、危険物・有害物、廃家電類、土砂 100%、破碎選別物量は破碎処理量の 32%とした。

(4) 埋立処分

最大規模の災害により埋立処分に関する災害廃棄物量の算定結果は資料 4.6.4 に示すとおりです。

なお、算定に当たっては、焼却残渣と破碎不燃物を処分することとしました。

資料 4.6.4 埋立処分に関する要処分量

項目	フィリピン海プレート	荒川氾濫による洪水
焼却残渣	16,038t	478t
破碎不燃物	95,626t	594t
計	111,664t	1,072t

※ 埋立処分割合を焼却残渣（焼却処理量の 10%）、破碎不燃物（破碎処理量－破碎選別物、68%相当）とした。

※ 埋立容量は覆土換算係数 1.25 m³/t とした。

2. 既存施設の処理能力

国の「災害廃棄物対策指針」によると、焼却施設は、想定震度を6強以上とした場合、全施設において、4か月間、処理能力が63%低下し、発災後1年間は21%低下するとされています。これに基づき、志木地区衛生組合の富士見環境センター及び新座環境センターの発災初年度の処理能力を資料4.6.5のとおり試算しました。2施設の処理能力を合計すると発災後1年で58,968tの処理が可能ですが、生活系ごみ等の処理を行うとともに、資料4.6.1に示す「フィリピン海プレートによる地震において焼却処理を要する災害廃棄物の量(160,380t)を1年で処理することは、困難です。なお、志木地区衛生組合は富士見市、志木市で発生するごみも焼却する必要があるため、更に期間を要することとなります。

**資料 4.6.5 志木地区衛生組合の富士見環境センター及び新座環境センターの処理能力
(発災初年度)**

●富士見環境センター

項目\月数		1か月目	2か月目	3か月目	4か月目	5か月目	6か月目
定格能力	t/日	180	180	180	180	180	180
能力低下	—	63%	63%	63%	63%	21%	21%
処理能力	t/日	67	67	67	67	142	142
処理能力	t/月	1,407	1,407	1,407	1,407	2,982	2,982
累積	t	1,407	2,814	4,221	5,628	8,610	11,592

項目\月数		7か月目	8か月目	9か月目	10か月目	11か月目	12か月目
定格能力	t/日	180	180	180	180	180	180
能力低下	—	21%	21%	21%	21%	21%	21%
処理能力	t/日	142	142	142	142	142	142
処理能力	t/月	2,982	2,982	2,982	2,982	2,982	2,982
累積	t	14,574	17,556	20,538	23,520	26,502	29,484

●新座環境センター（東工場、西工場合計）

項目\月数		1か月目	2か月目	3か月目	4か月目	5か月目	6か月目
定格能力	t/日	180	180	180	180	180	180
能力低下	—	63%	63%	63%	63%	21%	21%
処理能力	t/日	67	67	67	67	142	142
処理能力	t/月	1,407	1,407	1,407	1,407	2,982	2,982
累積	t	1,407	2,814	4,221	5,628	8,610	11,592

項目\月数		7か月目	8か月目	9か月目	10か月目	11か月目	12か月目
定格能力	t/日	180	180	180	180	180	180
能力低下	—	21%	21%	21%	21%	21%	21%
処理能力	t/日	142	142	142	142	142	142
処理能力	t/月	2,982	2,982	2,982	2,982	2,982	2,982
累積	t	14,574	17,556	20,538	23,520	26,502	29,484

※月の稼働日数は21日と仮定する。

※国の「災害廃棄物対策指針」において、想定震度6強以上とした場合のみの処理能力低下の想定がされているため、風水害については試算することはできない。

第7節 市民の生活確保

1. 現状

(1) 避難所ごみ

大規模災害の発生時には、災害廃棄物の処理だけでなく、市民生活を確保するために必要となる生活系ごみの処理も並行して進めなければなりません。大規模災害時の生活系ごみは、一般住宅から発生するもののほか、避難生活から発生する避難所ごみにも対応する必要があります。

避難所ごみを含む生活系ごみについては、プラスチック系ごみが増える傾向はあるものの、平時の生活系ごみ処理量と著しい差はないと考えられるため、既存の処理施設での処理が原則となります。

最大規模の災害において想定される避難者数等の推計値を基に、発災直後・1週間後・1か月後の発生原単位も平時と同様と仮定し、試算した避難所ごみ量は資料4.7.1に示すとおりです。

資料 4.7.1 避難所ごみ量の試算（詳細）

避難所ごみ原単位 (g/人・日)	地震発生直後		地震発生1週間後		地震発生1か月後	
	避難所生活者数 (人)	避難所ごみ (t/日)	避難所生活者数 (人)	避難所ごみ (t/日)	避難所生活者数 (人)	避難所ごみ (t/日)
586	12,458	7.3	11,989	7.0	9,702	5.7

また、収集場所や収集運搬ルートについては、避難者数及び避難所の設置・閉鎖の状況に応じて、収集保管場所を確保するとともに、収集運搬ルートを決定の上、収集運搬体制を構築します。なお、東日本大震災時には全国都市清掃会議が中心となり、パッカー車の応援要請がなされています。

(2) し尿処理

大規模災害の発生時におけるし尿処理については、避難所に仮設トイレが設置され、平時の水洗化世帯が避難所で仮設トイレを使用するため、これによるし尿収集量の増加が想定されます。

最大規模の災害において想定される避難者数等の推計値を基に、発災直後・1週間後・1か月後の仮設トイレの必要数及びし尿発生量を推計した結果は、資料4.7.2に示すとおりです。

地震発生後から1週間の時点でのし尿を仮設トイレで対応する場合には、1,998基が必要と見込まれるため、業界団体や埼玉県内外の自治体の協力を検討する必要があります。なお、東日本大震災時には全国都市清掃会議が中心となり、バキュームカーの応援要請がなされています。

資料4.7.2 仮設トイレの必要数及びし尿収集必要量

(地震発生直後の場合)

避難者数	断水による 仮設トイレ 必要人数	水洗化人口	総人口	仮設トイレを仮に 置く場合とした際 の必要人数
12,458	12,861	165,956	166,038	25,319

非水洗化区域し尿収集人口	汲取人口	災害時し尿収集 必要人数
76	82	25,395

(地震発生から1週間後経過の場合)

避難者数	断水による 仮設トイレ 必要人数	水洗化人口	総人口	仮設トイレを仮に 置く場合とした際 の必要人数
11,989	-	165,956	166,038	11,989

非水洗化区域し尿収集人口	汲取人口	災害時し尿収集 必要人数
76	82	12,065

(地震発生から1か月後経過の場合)

避難者数	断水による 仮設トイレ 必要人数	水洗化人口	総人口	仮設トイレを仮に 置く場合とした際 の必要人数
9,702	-	165,956	166,038	9,702

非水洗化区域し尿収集人口	汲取人口	災害時し尿収集 必要人数
77	82	9,779

し尿収集必要量(kL/日)				仮設トイレ必要設置数(基)		
地震発生 直後	地震発生 1週間後	地震発生 1か月後	通常時 (参考値)	地震発生 直後	地震発生 1週間後	地震発生 1か月後
575.2	273.3	221.5	1,857.3	4,220	1,998	1,118

※ 総人口は令和6年4月1日時点とする。

※ 荒川氾濫による洪水の被害想定はない。

第5章 その他の事項

第1節 新座市災害廃棄物処理状況の進捗管理

「新座市災害廃棄物処理実行計画」(P.20)は、発災直後の時点で把握した被害の情報に基づくシミュレーションによって災害廃棄物の発生量を推計し策定します。その後、新たに把握した被害の情報に基づき、精度を向上させた推計結果を踏まえながら、随時、見直しを行います。

第2節 有害廃棄物・適正処理困難物等への対応

有害廃棄物は、適切な回収及び処理が実施されない場合、生活環境や人体に長期的な影響を及ぼすとともに、復旧復興の障害になるおそれがあります。主な有害廃棄物の取扱いについては資料 5.2.1 に、農家から排出される農薬、エアコン、冷蔵・冷凍庫の冷媒等に使用されているフロン類等の化学物質排出移動量届出制度（PRTR）の対象化学物質については資料 5.2.2 に示すとおりとします。

平常時において、PCB 廃棄物届出制度等により有害物質の保管状況等を把握するとともに、専門の処理業者へ協力を要請し、業者による引き取りのルール等を確認しておき、災害発生後速やかに回収・処理ができる環境を整えます。

災害発生後は、有害廃棄物の飛散や危険物による爆発・火災等の事故を未然に防ぐため、事前に把握した情報等を活用して優先的に回収し、処分を進めるとともに、市民からの発見通報・持込み等相談に対処する窓口を設置します。

1. 有害廃棄物の取扱い（応急対応時）

有害廃棄物を被災現場から撤去等できない場合は、その場で飛散防止や流出防止を図るとともに、有害廃棄物についての情報を関係者で共有します。

収集ルートが機能している場合は、販売店等に回収を依頼し、速やかに処理を行い、機能していない場合は、仮置場で一時保管します。

なお、一時保管に当たっては、環境への影響がないように舗装された場所等に区別して保管するとともに、風雨にさらされないよう配慮します。

資料 5.2.1 主な有害廃棄物の取扱い

区分	品目	収集方法	処理方法	保管方法
有害性物質を含むもの	廃農薬、殺虫剤、その他薬品 (家庭薬品ではないもの)	販売店、メーカーに回収 依頼／廃棄物処理許可者 に回収・処理依頼	中和、焼却	ドラム缶、 一斗缶
	塗料、ペンキ		焼却	
	密閉型ニッケル・ カドミウム蓄電池 (ニカド電池)、 ニッケル水素電池、 リチウムイオン電池	・市役所設置の専用箱 ・リサイクル協力店の 回収(箱)へ	破碎、選別、 リサイクル	専用容器
	ボタン電池	・市役所設置の専用箱 ・電器店等の回収(箱)へ		
	カーバッテリー	リサイクルを実施している カー用品店・ガソリン スタンドへ	破碎、選別、 リサイクル (金属回収)	—
	廃蛍光灯	回収(リサイクル)を 行っている事業者へ	破碎、選別、 リサイクル (カレット、 水銀回収)	ドラム缶
危険性があるもの	灯油、ガソリン、 エンジンオイル	購入店、ガソリンスタンド へ	焼却、 リサイクル	ペール缶
	有機溶剤(シンナー等)	販売店、メーカーに回収 依頼／廃棄物処理許可者 に回収・処理依頼	焼却	
	ガスボンベ	引取販売店への返却依頼	再利用、 リサイクル	コンテナ
	カセットボンベ ・スプレー缶	使い切ってから排出する 場合は、穴をあけて 燃えないごみとして排出	破碎	
	消火器	購入店、メーカー、 廃棄物処理許可者に依頼	破碎、選別、 リサイクル	
感染性 (家庭)廃棄物	使用済み注射器針、 使い捨て注射器等	有害ごみとして収集指定 医療機関での回収 (使用済み注射器針 回収薬局等)	焼却・溶融、 埋立	専用容器

[参考] 災害廃棄物対策指針

資料 5.2.2 化学物質排出移動量届出制度(PRTR)の対象化学物質

揮発性炭化水素	ベンゼン、トルエン、キシレン等
有機塩素系化合物	トリクロロエチレン等
農薬	臭化メチル、フェニトロチオン、クロルピリホス等
金属化合物	鉛及びその化合物、有機スズ化合物等
オゾン層破壊物質	クロロフルオロカーボン、ハイドロクロロフルオロカーボン等

2. 適正処理困難廃棄物の取扱い

(1) 家電

家電リサイクル法対象品目については、家電リサイクル券を作成し、指定引取場所に搬入する等の手続が必要です。この点を踏まえた上で、国から発出された以下の事務連絡（平成 23 年 3 月 23 日事務連絡「被災した家電リサイクル法対象品目の処理について（追加）」）を参考としながら処理を進めます。

<参考>

家電リサイクル法対象品目

平成 23 年 3 月 23 日事務連絡「被災した家電リサイクル法対象品目の処理について（追加）」

被災した家電リサイクル法対象品目の処理について

被災した家電リサイクル法対象品目の処理方法は、以下のとおりである。

1. 被災地では、がれき等の迅速な処理が最優先であることから、被災した家電リサイクル法対象品目については、災害廃棄物として他の廃棄物と一括で処理することもやむを得ない。
2. 他のがれき等と混在していない場合等分別が可能な場合は以下の手順で実施。

第1ステップ：自治体が、分けられる範囲で分別・保管

- 自治体が、収集した災害廃棄物の中から、可能な範囲で、家電リサイクル法対象品目（テレビ、エアコン、洗濯機・乾燥機、冷蔵庫）を分別

第2ステップ：自治体が、リサイクルが見込めるかを判断

- 破損・腐食の程度等を勘案し、リサイクル可能（有用な資源の回収が見込める）か否かを自治体が判断
- 判断が困難な場合は、家電メーカーが支援

※支援受付窓口：（財）家電製品協会 環境部 03-3578-1165

第3ステップ：自治体が、指定引取場所に搬入又は処理

→リサイクルが見込める場合

家電リサイクル法に基づく指定取引場所に搬入後、家電メーカーがリサイクルを実施

→リサイクルが見込めない場合

災害廃棄物として、他の廃棄物と一括で処理

注意点

- 家電リサイクル法対象品目を災害廃棄物から分別することは、家電リサイクル法上は、義務ではない。
- 一方、家電リサイクル法対象品目の処理に際しては、廃棄物処理法に基づいて一定のリサイクルを実施する義務あり。
- ただし、過去の震災（例：新潟県中越沖地震）においては、リサイクルが見込めない場合には、災害廃棄物として一括して処理するのが通例。
- 市町村が家電メーカーに引き渡した場合に発生するリサイクルの費用（リサイクル料金を含む。）及び災害廃棄物の処理費用は、市町村負担であるが、国庫補助の対象となる。

留意事項

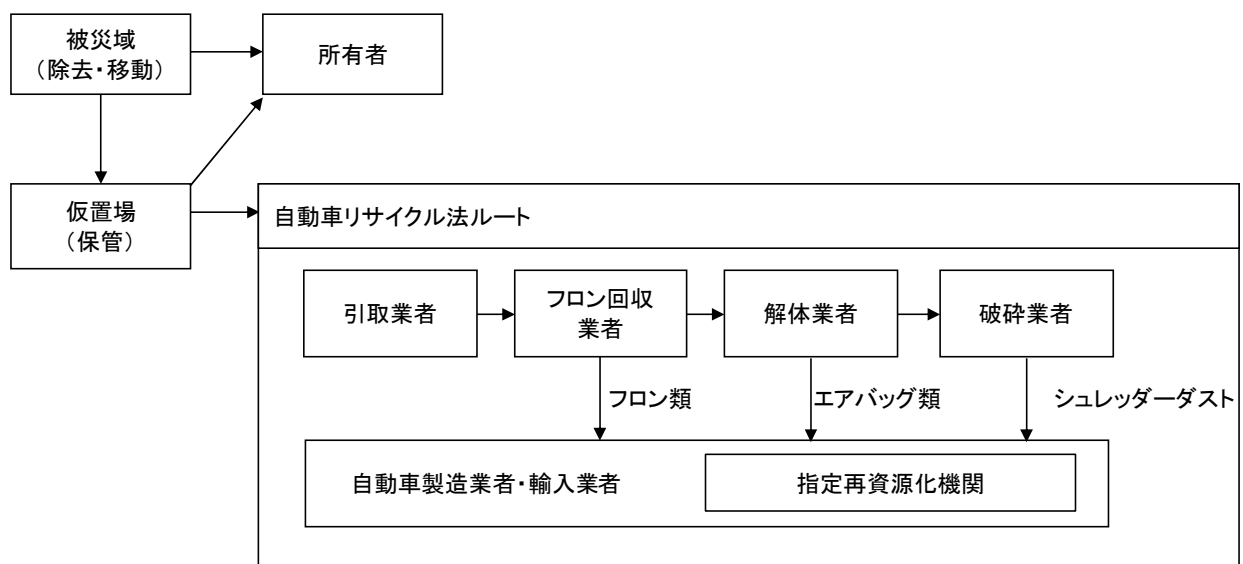
- ・パソコン、携帯電話、デジカメ・ビデオ等記録媒体に伴うものは「思い出の品」として取り扱う。
- ・冷蔵庫・冷凍庫は、保管していた食品が腐敗し、処理が困難となるため、食品を取り出した上で、仮置場に持ち込むことを周知徹底する。
- ・家電リサイクル対象品目は、リサイクル券の記入のためメーカー名等が判明しやすいよう仮置きしておく。

(2) 自動車

被災自動車は、自動車リサイクル法に基づき、所有者が引取業者へ引き渡すことが原則であり、被災自動車の状況を確認し、所有者に引取りの意思がある場合は所有者に、それ以外の場合は引取業者に引き渡します。

被災自動車の処理フローは、資料 5.2.3 に示すとおりとします。また、被災自動車の状況による引渡し先は、資料 5.2.4 に示すとおりとします。

自動車リサイクル法に基づき、所有者が被災自動車を引取業者に引き渡すことが原則ですが、処理の迅速化のため、被災自動車を保管した市区町村が、所有者等の意思を確認して処分を委ねられた場合は、当該自動車（使用済自動車）を引取業者に引き渡す事務を代行することも可能です。この場合、自動車重量税の還付や自賠責保険料の返戻が生じる場合もあるため、当該自動車の処分及び処分後の登録の抹消を承諾する文書、また、引取業者との間で交わされる各種書類については、原則として所有者に記入してもらいます。



〔出典〕 災害廃棄物対策指針

資料 5.2.3 被災自動車の処理フロー

資料 5.2.4 被災自動車の状況による引渡し先

外形上から見た 自走可能か否かの判断	所有者照合	所有者の 引取意思	引渡し先	
			所有者	仮置場
可能	判明	有	○	
可能	判明	無		○
不可能	判明	有	○	
不可能	判明	無		○
不可能	不明	－		○

〔出典〕 災害廃棄物対策指針

3. 有害廃棄物や適正処理困難廃棄物の処理（復旧・復興時）

有害物質の飛散や危険物による爆発・火災等の事故を未然に防ぐために、有害性物質を含む廃棄物が発見されたときは、原則的に所有者等に対して速やかな回収を指示し、別途保管又は早期の処分を行います（人命救助、被災者の健康確保の際には特に注意を要します。）。

また、混合状態になっている災害廃棄物は、有害物質が含まれている可能性を考慮し、作業員は適切な服装やマスクを着用し、散水等による防塵対策の実施等、労働環境安全対策を徹底します。

放射性物質を含んだ廃棄物の取扱いについては、国の指針に従い処理を行います。

第3節 取扱いに配慮が必要となる廃棄物の処理

貴重品・有価物、写真、位牌、賞状等、所有者にとって価値のある思い出の品については、被災者の経済的、精神的な復興に繋がるものであるため、取扱いに注意します。

1. 貴重品・有価物

所有者等が不明の貴重品・有価物（財布、通帳、印鑑、貴金属類）を災害廃棄物の処理過程で発見した場合は、発見日時、発見場所、発見者を明らかにした上で、市職員が警察に届け出ます。

銃刀類が発見された場合は、速やかに警察に連絡し、引取りを依頼します。

2. 思い出の品

所有者にとって価値が認められる思い出の品については、災害廃棄物が搬入された地域を可能な範囲で特定できるようにして集約します。本市において閲覧、引渡しのルールを作成するとともに、復旧・復興が一定程度進むまでは、本市が保管し、所有者に返還できるよう広報します。思い出の品の取扱いは、資料 5.3.1 に示すとおりとします。

資料 5.3.1 思い出の品の取扱い

品目	写真、位牌、賞状、アルバム、手帳等
持主の確認方法	公共施設で保管・閲覧し、申告により確認する。
回収方法	廃棄物の撤収現場や建物の解体現場で発見された場合は、その都度又は市民・ボランティアの持込みによって回収する。
保管方法	泥や土が付着している場合は洗浄して保管する。
運営方法	地元雇用やボランティアの協力等により運営する。
返却方法	面会による引渡しを基本とする。 本人が確認できる場合は郵送引渡しも可能とする。

〔参考〕 災害廃棄物対策指針

第4節 環境保全対策

建物の解体現場、災害廃棄物等の仮置場、仮設焼却炉設置場所等の災害廃棄物処理の現場においては、周辺の生活環境への影響や労働災害の防止の観点から、環境保全対策や環境モニタリングが必要となります。

環境保全対策では、大気質、騒音・振動、水質、土壌、悪臭等への影響を低減する措置を講じます。主な対策は、資料 5.4.1 に示すとおりとします。環境モニタリングは、災害廃棄物等の処理に伴う環境への影響を把握するとともに、環境保全対策の効果を検証するために実施します。

現場の実態に則して環境モニタリングの必要性や調査項目、頻度を検討します。

資料 5.4.1 災害廃棄物の処理に伴う主な環境影響及び環境対策

環境項目	環境影響要因	環境影響の内容	環境対策
大気質	災害廃棄物の保管	・ 損壊家屋等における廃石綿等の露出に伴う石綿の飛散	・ シートによる被覆
	損壊家屋の解体・撤去	・ 解体撤去作業に伴う粉じんの飛散 ・ 石綿含有建材等の解体・撤去に伴う石綿の飛散 ・ 重機等の稼働に伴う排ガス及び粉じんの飛散	・ 定期的な散水の実施 ・ 石綿飛散対策の適切な実施 ・ 排出ガス対策型の重機等の使用
	収集・運搬車両の走行	・ 収集・運搬車両の走行に伴う排ガス及び粉じんの飛散	・ 低公害車の使用 ・ 運搬車両のタイヤ洗浄の実施
	仮置場の設置・稼働	・ 搬入車両の走行及び重機等の稼働に伴う排ガス及び粉じんの飛散 ・ 災害廃棄物の積み下ろしに伴う粉じんの飛散 ・ 災害廃棄物の保管に伴う有害ガス、可燃性ガスの発生 ・ 破碎・選別作業に伴う粉じんの飛散 ・ 仮設焼却炉の運転に伴う排ガス	・ 定期的な散水の実施 ・ 搬入路の整備（鉄板敷設や簡易舗装）による粉じんの発生抑制 ・ 低公害車の使用 ・ 搬入車両のタイヤ洗浄の実施 ・ 排出ガス対策型の重機等の使用 ・ 保管場所及び破碎選別装置への屋根の設置 ・ 飛散防止シートの設置 ・ 災害廃棄物の積み上げ高さ制限や、有害・危険物の分別による有害・可燃性ガスの発生抑制 ・ 仮設焼却炉の適切な運転管理の実施

騒音・振動	損壊家屋の解体・撤去	・重機等の稼働に伴う騒音・振動	・低騒音・低振動型の重機等の使用
	収集・運搬車両の走行	・収集・運搬車両の走行に伴う騒音・振動	・幹線道路の使用 ・積載効率の向上による走行台数の削減 ・運転マナーの徹底、エコドライブの励行
	仮置場の設置・稼働	・仮置場内の車両走行に伴う騒音・振動 ・重機等による破碎・選別作業に伴う騒音振動	・運転マナーの徹底、エコドライブの励行 ・低騒音・低振動の重機等の使用 ・防音壁・防音シートの設置
水質	仮置場の設置・稼働	・降雨等による災害廃棄物に含まれる汚染物質の公共用水域への流出	・遮水シートの敷設 ・敷地内で発生する排水、雨水の適切な処理の実施
土壌	仮置場の設置・稼働	・災害廃棄物から周辺土壌への有害物質等の漏出	・遮水シートの敷設 ・PCB等の有害廃棄物の分別保管
悪臭	災害廃棄物の保管	・災害廃棄物からの悪臭	・腐敗性廃棄物の優先的な処理 ・消臭剤や脱臭剤の配布、シートによる被覆
	仮置場の設置・稼働	・災害廃棄物からの悪臭	・腐敗性廃棄物の優先的な処理 ・消臭剤や脱臭剤の散布、シートによる被覆

〔参考〕災害廃棄物対策指針技術資料

第5節 災害廃棄物処理の事務委託

大規模災害により本市の行政機能が麻痺・喪失した場合や対応能力を超える量の災害廃棄物が発生した場合には、埼玉県や近隣市町村と相互に調整・協議しながら事務委託の必要性を判断します。

なお、事務委託を行うためには、委託先の自治体及び本市双方の議会議決が必要であるため、業務の委託までに時間を要することに留意が必要です。

第6節 国庫補助金事務

第5節のとおり埼玉県や近隣市町村へ事務委託した際に要する費用は、委託先の自治体から本市に請求され、本市が支払を行う必要があります。災害廃棄物の処理業務には多額の費用が必要となるため、「災害等廃棄物処理事業費補助金」を活用することを基本と考えます。

なお、補助金の交付を受けるためには、委託した業務についても災害査定を受検する必要があることから、事務委託後も委託先の自治体と密に連携して災害廃棄物の処理を進めていくものとします。

1) 補助対象範囲

災害等廃棄物処理事業補助金の対象事業は、以下のとおりです。

- ・ 災害のために実施した廃棄物の収集、運搬及び処分
- ・ 災害に伴い便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分
- ・ 仮設便所、集団避難所等から排出されたし尿の収集、運搬及び処分（ただし、災害救助法に基づく避難所の開設期間内のものに限る。）

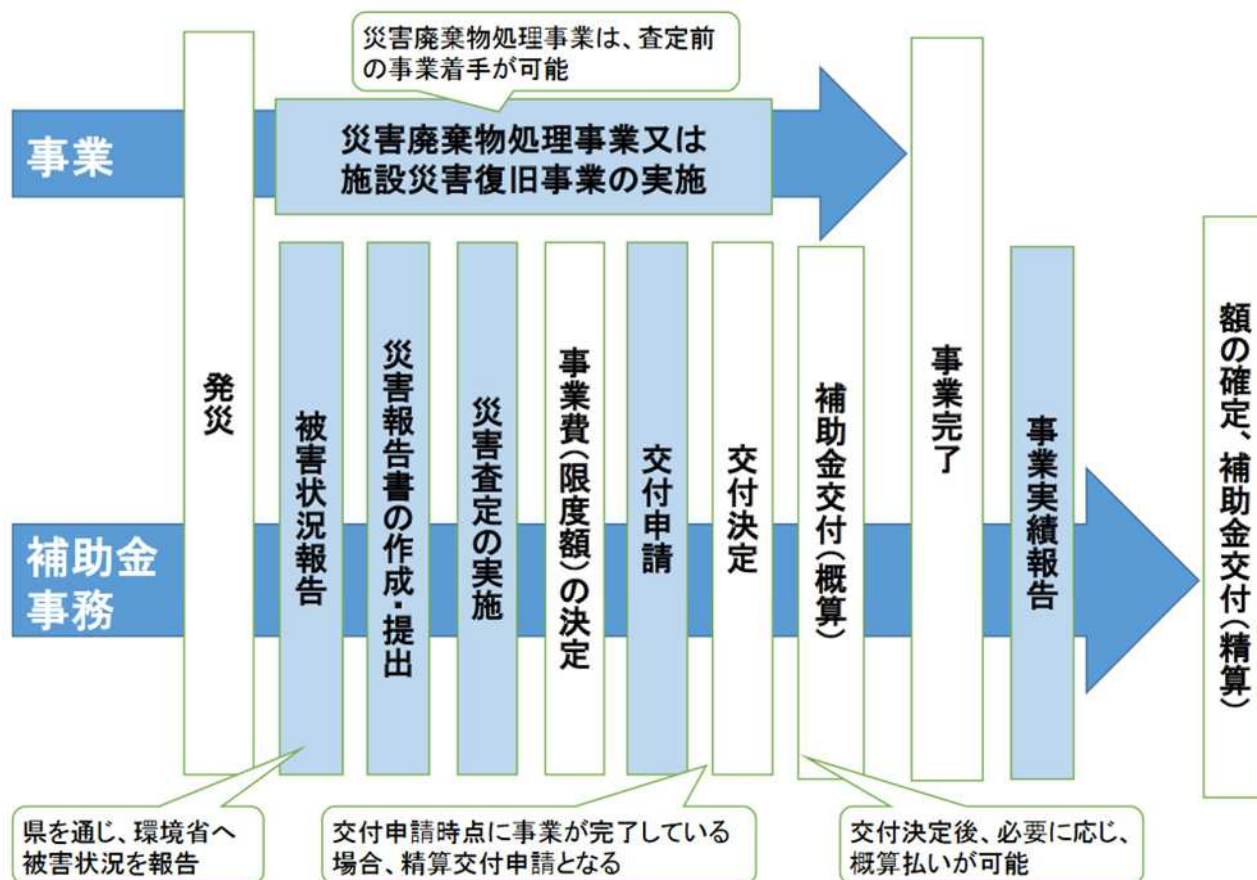
また、被災した家屋の解体は、所有者の責任において処理されるものであり、補助対象外となりますが、被害状況が半壊以上の家屋の解体後のがれきについては、市町村が処理を実施した場合には、補助対象となります。

2) 補助金事務の流れ

補助金事務の流れは、資料 5.6.1 に示すとおりとします。

災害査定は、基本的に机上での事後査定となり、被害状況や、災害廃棄物の収集運搬・処分の状況の説明は、写真を使つての説明が中心ため、発災直後から写真を入念に撮っておくことが必要となります。

また、災害発生以前に不用となっていたと思われるもの等の処理は補助対象外であるため、必ず便乗投棄・不法投棄対策に留意しなければなりません。



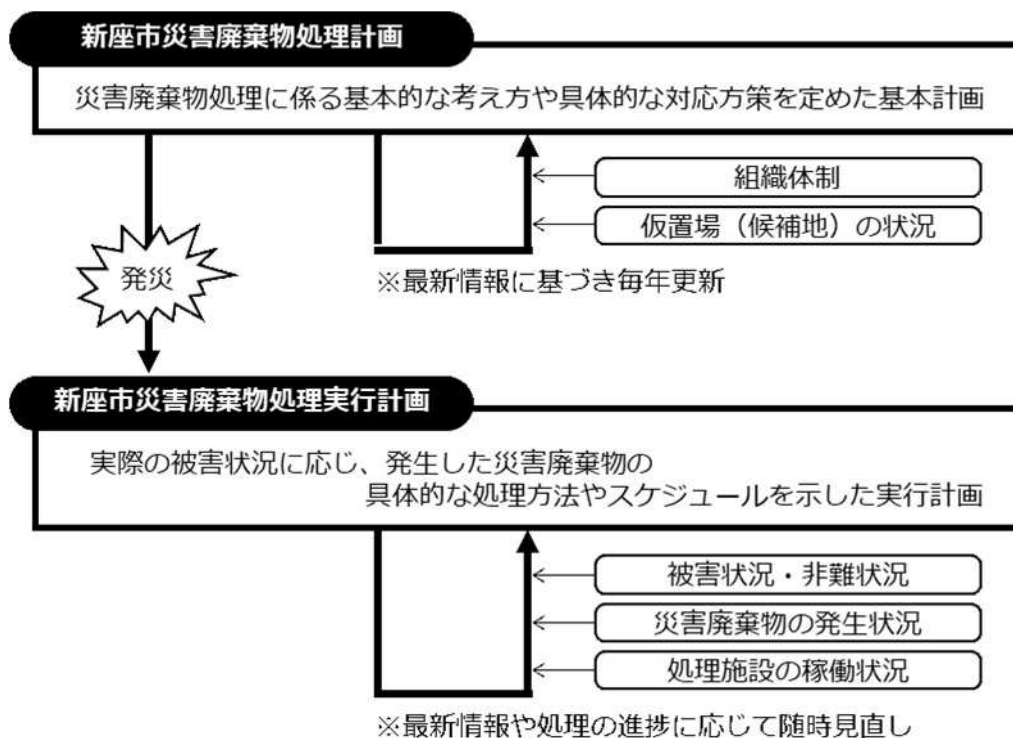
〔出典〕 災害等廃棄物処理事業費国庫補助金について（長野市）

資料 5.6.1 補助金事務の流れ

第7節 本計画の点検・更新

本計画は、常に最新情報に基づく基本的な方向性を示すため、組織体制や仮置場の状況等必要事項を毎年点検し、必要があると認めるときは更新します。

本計画と発災後に策定する実行計画における見直しの内容は、資料 5.7.1 に示すとおりとします。



資料 5.7.1 計画の見直し

資料編

新 座 市
〇〇年〇〇月〇〇日

災害に伴うごみ処理等について

◎ 日常の家庭ごみ（生活ごみ）の収集方法が変わります。

- ・道路の状況により、収集ルートが変更になる場合がありますので、必ず8時30分までに、市が指定した集積所に出してください。なお、予定どおりに回収できない場合もございますので、あらかじめ御了承ください。
- ・収集日は、「資源とごみの分け方・出し方」に記載されている「資源・ごみ収集地区と曜日」のとおりです。
- ・清掃施設への直接搬入は当面の間、停止しますので、御協力をよろしくお願いします。
- ・可燃ごみ以外の収集は当面の間、停止しますので、御協力をよろしくお願いします。

◎ 災害廃棄物の仮置場を設置しました。

- ・災害廃棄物（片付けごみ）については、仮置場の利用をお願いします。
仮置場までの搬入に御協力をお願いします。
- ・「”被災して”」、「”破損した”」廃棄物のみが対象となります。
詳しくは、チラシ「仮置場での災害廃棄物の受入れについて」を御確認ください。
- ・上記の災害廃棄物でないごみを、便乗して捨てるのは絶対にやめましょう！
- ・不法投棄、野焼きは、法律で禁止されています。

◎ 仮設トイレを設置しました。

- ・〇月〇日（〇）〇時から利用可能です。
- ・新座市△△1-3-12（〇〇小学校）に〇基あります。（リスト化すると良い）
- ・ルールを守ってきれいに利用しましょう。

◎ 貴重品・思い出の品をお預かりしています。

- ・洪水で流された位牌、アルバム、貴重品（貴金属、株券等）のうち所有者が分かるものについては、市環境課でお預かりしています。一定期間の後、警察に引き継ぎます。（所有者の分からない物は警察に引き継いでいます。）お心当たりの方は、御連絡ください。

お問合せ：新座市環境課 連絡先〇〇〇（〇〇〇）〇〇〇〇

注意！ このお知らせは、当面の暫定的な内容であり、今後、変更する場合がありますので、予め御了承ください。

新 座 市
〇〇年〇〇月〇〇日

仮置場へ持込むことができる災害廃棄物の分別方法について

仮置場に持込むことができる災害廃棄物の分別は次の内容としてください。

※ 「”被災して”」、「”破損した”」廃棄物のみが対象となります。
※ 家庭ごみ（生活ごみ）は、通常の集積所に出してください。

- ① 可燃物 / 可燃系混合物：衣類、紙類、プラスチック等が混在した可燃系廃棄物
- ② 木 　　　　く　　　　ず：倒木、流木、柱材、角材
- ③ 不燃物・不燃系混合物：ガラス・ビン、陶器、屋根瓦、洗面台
- ④ コンクリート系混合物：コンクリートブロック・塀、家屋の基礎
- ⑤ 土 　　　　砂 　　　　類：流入した土砂、壁土
- ⑥ 金 属 系 混 合 物：金属製品
- ⑦ 家電・廃家電4品目：テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン
- ⑧ 小 型 家 電：⑦以外の家電
- ⑨ 廃 自 動 車：自動車、タイヤ
- ⑩ 　　　　畳 　　　　：畳
- ⑪ 布団・カーペット：布団、カーペット
- ⑫ 建築廃材（金属、木材、プラスチック以外）：屋根や壁等に使用するスレート材、家屋解体で発生するスレート材
- ⑬ 危険物（ガスボンベ、スプレー缶、ライター）／有害廃棄物：ガスボンベ、スプレー缶、ライター
- ⑭ 危険物（灯油等）／有害廃棄物：灯油タンク、ガソリンタンク
- ⑮ 危険物（薬品類）／有害廃棄物：ペンキ・シンナー類、殺虫剤、農薬、薬品類
- ⑯ 電池、太陽光パネル：電池、太陽光パネル
- ⑰ 消火器：消火器

文案3 防災行政無線・放送設備装備車・ラジオ等での呼びかけ例

- こちらは、防災にいざです。
- 市では、この度の被害状況を踏まえ、災害により被災し、破損してしまった廃棄物について、災害廃棄物として仮置場で受入れを行います。
- 仮置場の場所は、〇〇〇〇の〇か所となります。
利用時間は、月曜日から金曜日までの、午前9時から午後4時までです。
- ルールを守って、必ず分別して持ち込むよう、皆様の御協力をお願いします。
- 災害廃棄物以外のものを仮置場に持ち込んだり、日常ごみや災害廃棄物の不法投棄や野焼きは、絶対にやめましょう。
- 詳しくは、新座市 市民生活部環境課までお問合せください。

新 座 市
〇〇年〇〇月〇〇日

仮置場での災害廃棄物の受入れについて

- ◎ 仮置場で受け入れる廃棄物
※持ち込む前に、必ず以下のとおり分別をしてください。

- | | |
|--|------------------------------|
| ①可燃物・可燃系混合物 | ⑨廃自動車 |
| ②木くず | ⑩畳 |
| ③不燃物・不燃系混合物 | ⑪布団・カーペット |
| ④コンクリート系混合物 | ⑫建築廃材（金属、木材、プラスチック以外） |
| ⑤土砂類 | ⑬危険物（ガスボンベ、スプレー缶、ライター）／有害廃棄物 |
| ⑥金属系混合物 | ⑭危険物（灯油等）／有害廃棄物 |
| ⑦家電・廃家電 4 品目
（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン） | ⑮危険物（薬品類）／有害廃棄物 |
| ⑧小型家電 | ⑯電池、太陽光パネル |
| | ⑰消火器 |

上記品目以外は、受入れができません。

《注意点》

- ① 「“被災して”」「“破損した”」廃棄物（災害廃棄物）だけが対象です。

家庭からの災害廃棄物を先行して受け付けます。事業所・事業場の災害廃棄物の持込みについては、開始日時、受付場所等を追ってお知らせします。
日常の家庭ごみ（生活ごみ）は、指定の集積所に排出してください。

- ② 必ず分別してお持ちください。

受け入れた災害廃棄物は、できる限りリサイクルしていますので、皆様の御協力をお願いします。

- ◎ 仮置場の場所 新座市△△123-45

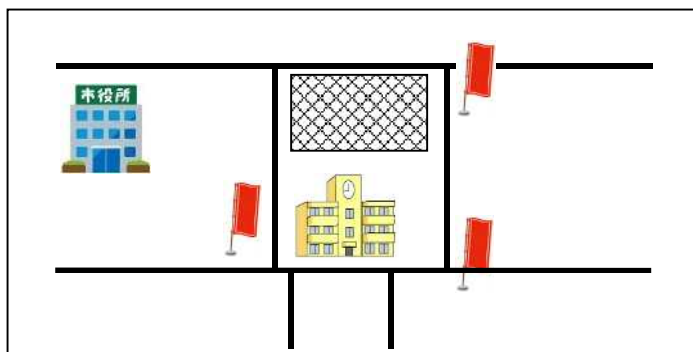
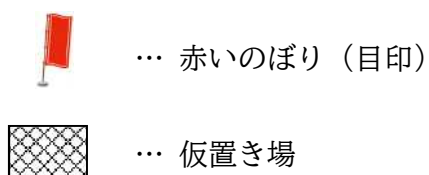
- ◎ 搬入時間 毎週 月曜日～金曜日 午前9時から午後4時まで（祝日を除く。）
※ 〇月〇日（〇）まで開設の予定

災害廃棄物以外のものを仮置場に置いたり、道路や空地等に投棄することは、絶対にやめましょう！

- ◎ 家庭ごみ（生活ごみ）の回収
市が指定した集積場以外に出すことはできません。

注意！ この受入れは当面の暫定的な搬出方法であり、今後、変更する場合がありますので、予め御了承ください。

《仮置場の案内図》



もしもの時のために

大規模災害で発生した「ごみ」ってどうするの？

- 災害ごみを減らすには、平時からの心掛けが大切です。
- 新座市では防災に関する様々な情報を発信しています。普段から情報を収集するよう心掛けましょう。
- 災害発生時には、ごみの排出方法について市ホームページ・SNS や防災行政無線等でお知らせいたしますので、御協力をお願いします。



新座市「防災サイト」

①

平時からの心掛け

不要なものは、日頃からごみ出しやリサイクルなどをして、災害時のごみを減らしましょう。

②

災害時は災害廃棄物と生活ごみを分けて出しましょう

災害時

災害廃棄物

生活ごみ

⇒ 仮置場 ※（災害廃棄物の一時保管場所）へ

⇒ 集積所へ（腐敗しやすい可燃ごみは優先的に）

災害廃棄物を道路脇や通常のごみ集積所などに出すと、消防車や救急車、ごみ収集車などの車の通行の妨げとなってしまいます。

万一来備え、「災害廃棄物は仮置場に出す」ということを知っておいてください。

車の通行の
妨げになります



道路脇に排出された災害廃棄物
熊本地震道路脇排出状況（2016年4月）
出典：環境省「災害廃棄物対策フォトチャンネル」



仮置場で分別し
速やかな処理を
目指します

※新座市の仮置場予定地について

（令和6年4月現在）

名称	所在地
殿山運動場	堀ノ内 3-4-16
大和田運動場（STEC フィールド大和田）	大和田 3-8-9
野火止運動場	野火止 4-2-5
株式会社ホープ 第2資材置場	馬場 1-1

※仮置場予定地のため、場所は変更となる可能性があります。

資料2 仮置場受付表

仮置場受付表

受付日	〇〇年〇〇月〇〇日 (〇)
仮置き場名称	
受付担当者	〇〇 〇〇、〇〇 〇〇

No	時間	車両番号	車両種別	氏 名	住 所	廃棄物の種類
1	08 30	〇〇〇〇	4 t / 2 t 軽トラ / 乗用	〇〇 〇〇	〇丁目〇番〇号 〇〇ハイツ〇〇〇号室	家具、家電
2	08 35	〇〇〇〇	4 t / 2 t 軽トラ / 乗用	〇〇 〇〇〇	〇丁目〇番〇号	庭木、ブロック
3	08 40	〇〇〇〇	4 t / 2 t 軽トラ / 乗用	〇 〇〇	〇丁目〇番〇号	畳、ソファ
4	08 45	〇〇〇〇	4 t / 2 t 軽トラ / 乗用	〇〇 〇〇	〇丁目〇番〇号	桐たんす
5			4 t / 2 t 軽トラ / 乗用			
6			4 t / 2 t 軽トラ / 乗用			
7			4 t / 2 t 軽トラ / 乗用			
8			4 t / 2 t 軽トラ / 乗用			
9			4 t / 2 t 軽トラ / 乗用			
10			4 t / 2 t 軽トラ / 乗用			
11			4 t / 2 t 軽トラ / 乗用			
12			4 t / 2 t 軽トラ / 乗用			
13			4 t / 2 t 軽トラ / 乗用			

※ 搬入量の見込みを算定するため車両種別を必ず記録すること。

なお、搬入量を試算する場合は、以下の原単位を基に算定する。

- (1) 4tトラック 満載：2t、半載：1t
- (2) 2tトラック 満載：1t、半載：0.5t
- (3) 軽トラ 満載：0.2t、半載：0.1t
- (4) 乗用車 0.1t

※ 持込者がボラティア等で被災住所が明確でない場合は、地域等の記入をお願いする。

資料3 災害廃棄物等の発生量の推計根拠

表1 災害廃棄物の発生量の推計に用いられる標準的な発生原単位

	発生原単位	原単位の設定に用いられたデータ
全壊	117 トン/棟	・ 東日本大震災における岩手県及び宮城県の損壊家屋棟数 (消防庁被害報) ・ 東日本大震災における岩手県及び宮城県の災害廃棄物処理量 岩手県:「災害廃棄物処理詳細計画(第二次改定版)」 (岩手県, 2013. 5) 宮城県:「災害廃棄物処理実行計画(最終版)」(宮城県, 2013. 4)
半壊	23 トン/棟	・ 同上(半壊の発生原単位は「全壊の20%」に設定)
床上浸水	4.6 トン/世帯	・ 既往研究成果をもとに設定 「水害時における行政の初動対応からみた災害廃棄物発生量の推定手法に関する研究」(平山・河田, 2005)
床下浸水	0.62 トン/世帯	・ 同上

表2 災害廃棄物の組成

項目	割合	[木造]		[非木造]	
		項目	割合	項目	割合
可燃物	18.0%	可燃物	0.1%	可燃物	0.1%
不燃物	18.0%	不燃物	64.9%	不燃物	20.0%
コンクリートがら	52.0%	コンクリートがら	31.0%	コンクリートがら	75.9%
金属	6.6%	金属	4.0%	金属	4.0%
柱角材	5.4%	柱角材	0.0%	柱角材	0.0%
合計	100.0%	合計	100.0%	合計	100.0%

注) 木造、非木造は火災による災害廃棄物の組成

表3 火災焼失による発生原単位

	発生原単位
木造	78 トン/棟
非木造	98 トン/棟

資料4 仮設トイレ必要数の算出根拠

し尿収集必要量は、①仮設トイレを必要とする人数と②非水洗化区域のし尿収集人口の合計にし尿計画1人1日平均排出量を乗じて推計する。

【前提条件】

- ・断水のおそれがあることを考慮し、避難所に避難する住民全員が仮設トイレを利用する避難所は一時に多くの人数を収容することから既存のトイレでは処理しきれないと仮定する。
- ・断水により水洗トイレが使用できなくなった在宅住民も、仮設トイレを使用すると仮定する。
- ・断水により仮設トイレを利用する住民は、上水道が支障する世帯のうち半数とし、残り半数の在宅住民は給水、井戸水等により用水を確保し、自宅のトイレを使用すると仮定する。

し尿収集必要量

＝災害時におけるし尿収集必要人数×1日1人平均排出量

＝（①仮設トイレ必要人数＋②非水洗化区域し尿収集人口）×③1人1日平均排出量

① 仮設トイレ必要人数＝避難者数＋断水による仮設トイレ必要人数

避難者数：避難所へ避難する住民数

断水による仮設トイレ必要人数＝{水洗化人口－避難者数×（水洗化人口／総人口）}
×上水道支障率×1／2

水洗化人口：平常時に水洗トイレを使用する住民数

（下水道人口、コミュニティプラント人口、農業集落排水人口、浄化槽人口）

総人口：水洗化人口＋非水洗化人口

上水道支障率：地震による上水道の被害率

1／2：断水により仮設トイレを利用する住民は、上水道が支障する世帯のうち約1／2の住民と仮定。

② 非水洗化区域し尿収集人口＝汲取人口－避難者数×（汲取人口／総人口）

汲取人口：計画収集人口

③ 1人1日平均排出量＝1.7L／人・日

出典：災害廃棄物対策指針（平成26年3月31日）技術資料1-11-1-2

資料5 仮置場における環境モニタリングの実施頻度（例）

調査事項	調査項目		環境モニタリング							
			気仙沼	南三陸	石巻	宮城東部	名取	岩沼	亶理	山元
大気質	排ガス	ダイオキシン類	2回/年	4回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/月	1回/年
		窒素酸化物（Nox）	1回/月		6回/年	6回/年	6回/年	1回/月		6回/年
		硫黄酸化物（Sox）								
		塩化水素（HCl）								
		ばいじん								
	粉じん（一般粉じん）		1回/月	4回/年	1回/月	4回/年	1回/月	1回/年	2回/年	※1
	石綿（特定粉じん）	作業ヤード	※2	4回/年	1回/月	4回/年	1回/月	※2	1回/月	1回/月
敷地懲戒		1回/月	※2	※2	※2	2回/年	※2	※2	※2	
騒音振動	騒音レベル		2回/年	2回/年	常時	1回/年	3回/年	3回/年	2回/年	4回/年
	振動レベル									
悪臭	特定悪臭物質濃度、臭気指数（臭気強度）		2回/年	2回/年	1回/月	1回/年	1回/年	1回/年	※1	※3
水質	水素イオン濃度（pH）		1回/月※4	2回/年	2回/年※4	1回/年	1回/月	2回/年	1回/月※4	2回/年
	浮遊物質質量（SS）、濃度等									
	生物化学的酸素要求量（BOD）又は化学的水素要求量（COD）									
	有害物質									
	ダイオキシン類		※5		1回/年		1回/年			
	前窒素（T-N）全リン（T-P）				1回/月		2回/年	※5		
分級土	有害物質		1回/900㎡							

※1 影響が想定される周辺地域に人家等が存在しないため選定しない

※2 廃石綿等の廃棄物が確認された場合には測定

※3 煙突排ガスの臭気成分は高温燃焼により分解され、環境影響は小さいと考え選定しない

※4 雨水貯留地から公共水域への放流口で測定

※5 施設排水は生じないため選定しない

資料6 災害廃棄物処理事業費補助金について

災害廃棄物処理事業の概要について	
補助金名	災害等廃棄物処理事業費補助金
対象事業	 災害等の発生 【ごみ処理】 がれき等の災害廃棄物が大量に発生 【災害廃棄物の発生】 海岸保全区域外の海岸に大量の廃棄物が漂着 【し尿処理】 仮設トイレの汚水流入 避難所・仮設トイレのし尿 災害等廃棄物の収集 仮置場 分別処理 可燃物処理 不燃物処理 リサイクル し尿処理 補助対象範囲 収集・運搬 処分 災害等廃棄物の収集 仮置場 分別処理 可燃物処理 不燃物処理 リサイクル し尿処理 補助対象範囲 収集・運搬 処分
補助先	市町村（一部事務組合、広域連合、特別区を含む）
要件	政令指定都市：事業費80万円以上 その他の市町村：事業費40万円以上 降雨：最大24時間雨量が80mm以上によるもの 暴風：最大風速（10分間の平均風速）15m/sec以上によるもの 高潮：最大風速15m/sec以上の暴風によるもの 地震：異常な天然現象によるもの（震度基準なし） 積雪：過去10年間の最大積雪深平均値超且つ1m以上 その他：異常な天然現象によるもの 等
補助率	1 / 2
地方財政措置	<通常災害時> 地方負担の80%について特別交付税措置
根拠条文	◆廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第22条 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理を行うために要する費用の一部を補助することができる。